

平成25年塩尻市議会9月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成25年9月18日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 1号 平成24年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費
14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健
福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金
事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第 3号 平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成24年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 塩尻市介護予防交流施設条例

議案第14号 塩尻市子ども・子育て会議条例

議案第22号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出3款民生費、10款教育費

議案第24号 平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

請願9月第1号 35人以下学級の早期実現と、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

請願9月第2号 長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求める請願

請願9月第3号 平出マレットゴルフ場運営に関する補助のお願い

陳情9月第1号 私立高校に対する大幅公費助成を願う陳情

出席委員

委員長	宮田 伸子 君	副委員長	鈴木 明子 君
委員	五味 東条 君	委員	務台 昭 君
委員	金田 興一 君	委員	中原 巳年男 君
委員	永田 公由 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した議員

請願紹介議員 丸山 寿子 君

請願紹介議員 横沢 英一 君

説明のため出席した参考人

請願説明者 新県立大学構想の見直しを求める会代表 横山 公一 君

請願説明者 学校法人松商学園法人事務局長 高橋 慈夫 君

請願説明者 松本大学総務課課長 柴田 幸一 君

請願説明者 平出区マレットゴルフクラブ代表者 丸山 勇 君

請願説明者 利用者代表 宮沢 茂行 君

議会事務局職員

庶務係事務員 高津 彬 君

午前10時02分 開会

委員長 おはようございます。きのうに引き続きまして、ただいまより9月定例会福祉教育委員会を再開いたします。よろしくお願いたします。本日の委員会は、全員出席しておりますので昨日に続きましての審査を行います。

議案第1号 平成24年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

委員長 昨日、説明を受けました教育費、社会教育費、社会教育総務費から教育費、保健体育費までを議題といたします。

こども課長 済みません、本日の審議に先立ちまして、昨日、永田委員のほうからお話のございました平成24年度の洗馬児童館と、その類する児童館との比較表というものを作成いたしましたので、お配りさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 はい。配付を願います。

こども課長 委員長、済みません。概略説明だけ、ちょっとさせていただきたいと思っております。昨日、私のほうで、清掃業務が委託になっているという部分で、中原委員のほうから清掃自体は各職員なりがやるべきものじゃないかということでございました。それは洗馬児童館も同じでございまして、1週間のうち6日間実施するということが各職員が実施をしております。そのほかにですね、ほかの児童館、そこに宗賀児童館ですとか東児童館、書いてございますけれども、その児童館ではない清掃業務の委託の仕様の関係でですね、フローリングのワックスがけですとか、そういうものがひと月に2回行ってしまうということで決められております。その部分の外注の部分ということでございますので、御了解いただけたらと思っております。

あと備品購入費と消耗品のところが、ちょっと金額が大きくなっておりますが、パソコンが壊れたことに伴い

まして購入をしたということで、臨時的に多かったということで御理解をいただければと思います。主な説明は以上でございます。

委員長 ただいま説明を受けました件につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますでしょうか。

中原巳年男委員 それぞれの児童館の登録してる子供の人数わかりますでしょうか。

こども課長 後ほど一覧表でお配りいたします。

中原巳年男委員 はい。

委員長 ほかにございますか。では、この件につきましては、また後ほど資料もありますので、そのときにございましたら御一緒をお願いいたします。では、戻ります。

昨日、説明を受けました部分につきましての御意見、御質問ございますでしょうか。

中原巳年男委員 225ページの関係ですけれども、短歌フォーラムについて、先日、実行委員会のときも話をしたんですが、このところやっぱり、ちょっとことしなんかは特に出品者が減少しているという中で、実行委員会自体が同じことをやってるんですね、去年もことしも。だから、そういうところを含めてもう少し何か考えないと、徐々に減ってってしまうんじゃないかというふうに感じますが、そんな中でやっぱり企画演出委託料ってのが大きな金額あるんですけども、この辺については消耗品費も含めてですけども、同じところでずっとやってるんですね、NHKの。だから、それでいいのかどうか、ほかのところでももう少し企画について提案してもらえるようなことも含めて考えたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 御指摘のようにですね、短歌フォーラム、今年度で27回目ということになっておりまして、もうじき30歳と、30回目を迎えるというところでございます。委員御指摘のように、非常に内容的にもマンネリ化していく、また1つの要因的といましては非常に短歌を投稿する方々が高齢化が進んでおりまして、なかなか県外を中心に投稿される方が減っているということでございます。短歌フォーラム自体の見直しということも、ここ数年前から、ずっと前からそんなようなことが言われてるわけでございますけれども、まず、委託をしておりますNHKエデュケーショナルについてでございますけれども、こういった短歌フォーラムをするということでは、まず選者の先生を中心に選択をしなきゃいけないと。このエデュケーショナルと今の岡野先生を中心とした馬場先生初め、佐佐木先生といった方々のつながりというのがですね、このエデュケーショナルと非常に強いということがございまして、なかなかこれを新しい選者にしたり企画をするとすると、もともと立ち上げなくてはいけないということがございます。そんなことがございまして、そういった企画について、また今後の短歌フォーラムのあり方についてもですね、検討する余地は十分にあるかと思っておりますけれども、今の現段階においてはですね、現状で少し様子を見てという形でございます。ですが、今後の方向性につきましてはいろんな部分で検討させていただき、今後、どんな形でやっていくかということ、いろんな部分で協議をしながらですね、検討を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

中原巳年男委員 今、投稿者の高齢化という話ありましたけれども、テレビなんかで、よく子供のものをやりますよね。だから、そういったところにもやっぱりアプローチしてくる必要あると思いますし、結構子供の短歌、おもしろいっていうか、非常に興味深いものが多いもんですから、かえて新しい風を入れてくには、その辺のところも含めてね、検討していただければというふうに思いますが、そんな予定はありますか。

社会教育課長 今ですね、学校でこれからの世代、今、言ったように高齢化ということでございますので、若

い世代を育てなきゃいけないということでございまして、短歌教室なんかをずっと実施しておるわけでございます。そこら辺の強化も今後含めてですね、若い世代の方に十分短歌を、地元の方特に中心に、学生の方を中心に、そういう短歌に小さいころから親しんでいただき、少しでも多くの短歌の愛好家をふやしていくということが大事かと思えます。そんなことで、いろんな部分を勘案しながらですね、検討を重ねてまいりたいと思しますのでよろしくお願いたします。

委員長 ほかにございますでしょうか。

副委員長 243ページですが、伝建地区保存審議会委員報酬っていうの、ここに載っています。このことについては、前にもちょっと説明をいただいたような気もしますが、もう1回お聞きしたいのと、それを先にじゃあ、お願いします。

委員長 御答弁をいただく前に申し上げます。昨日、指名をさせていただく際に文化財係長と申し上げましたが、専門幹の誤りでした。ここにおわびを申し上げ訂正させていただきます。御答弁をお願いします。

専門幹 それでは、お答え申し上げます。伝建審議会、伝統的建造物群保存地区保存条例に基づきまして、審議会を設置してございます。定数につきましては条例の範囲では15名ですが、現在9名の委嘱をしてございまして、専門的な大学の教官等の高度な指導いただきたいがために、4名の専門家を招聘してございます。例えばですね、奈良文化財研究所の室長、あるいは名古屋市立大学の教授等々でございまして、それに地域の建築の方、あるいは地域の保存組織の代表の方、上へ区長さんと、そのような方合わせて9名ということで審議いただきまして、その審議内容といたしましては、保存にかかわる特に修理、修景事業の形状に関するもの、それを事前にお諮りし、また結果を報告するというようなところで積み重ねていくような作業を続けております。以上です。

副委員長 そういう専門的な先生方から見て、塩尻の重伝建についてどのような御意見等がいただいているのか、ちょっとお聞きしたいです。

専門幹 手前みそでなかなか言いにくいところではございますが、全国ですね、伝建地区の視察先と申しましょうか、先生方がいろいろ宣伝してくれるせいか知りませんが、全国からの御視察を奈良井宿、木曾平沢というような点に集中してるのも1つでありますし、今、日本にとどまらずですね、スウェーデンあるいはインドネシア等のこれから伝建地区をつくっていききたいという国のレベル、あちらさんの文化庁に当たる方たちがおいでいただいて視察いただいているのも、また事実でございます。そのような点踏まえますとある意味で、日本の中では5本の指に入るような、そのような成果を上げているというようなつもりでおりますので、手前みそで申しわけございませんが、御報告させていただきます。以上です。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

五味東条委員 その関連について、ちょっと質問しますんですが、例えば中村邸だったけれども、市のいわゆる施設については運営費っての取ってるんですが、これから小野家がですね、あくまでも個人だということなんだけど、改築はここで終わったんですが、この維持管理はあくまでも個人だという解釈でよろしいですか。

専門幹 中村邸につきましては、昭和の40年代におきまして榎川村当時に取得して市の施設として、現在、公開しておりますが、それ以外、重要文化財、塩尻市内には6軒ございまして、全てが個人所有になっております。管理等も個人で行っていただいておりますが、それ相応のですね、管理運営に関しましては補助もいたしているのも事実でございます。しかしながら、個人の所有のものに関しまして、個人のお望みの公開の形っていう

ものがあったりもしかるべきものだと思いますので、それを支援するという形が、教育委員会文化財行政としての責務かと、そのように考えております。以上です。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

金田興一委員 子供会育成会の関係ですが、10地区の子供育成会に、それぞれ事業補助をされているということですが、この10地区の中での活動の状況、あるいは、それぞれその地区ではかなりの差があるのかどうか、その子供育成会の現状について担当課としてどんなふうな、今、御判断をされているか、この点お伺いしたいと思いますが、237ページです。

こども課長 この10地区に対しましては、まず、この補助金の額の算出の仕方なんですけれども、まず世帯割というものが単価50円でございます。それから、児童割といたしまして6歳から15歳の児童の人数に応じてですけれども140円の単価を掛けて、それから均等割ということで3万円。これで各区からですね、それをまとめて地区ごとに交付をしているという補助金でございます。この各青少年育成事業補助金という中で、各協議会、子供会が実施をされているわけでございますけれども、どこの地区でも、やっぱり一番困っているのは、子供の数が減ってきているという中でですね、それぞれ工夫をされてですね、例えば夏休みの期間に子供たちのキャンプ、あるいはリーダー研修みたいなそういう研修会をやったりとかですね、そういうそれぞれ地区ごとの課題って言いますか、テーマを持った中での活動をされているっていうふうには思っております。ただ、全てにおいてですね、ある程度の年間計画、それをこちらのほうに出していただいて見ているっていうくらいのお話でございます。それ全てに対して検証しているということではございませんので、金田委員さんのおっしゃっている各地区のですね、子供会に対しての実態を全て把握をしてるかっていうと、その部分では、ちょっと足りない部分があるかっていう部分もございます。ただ、各地区で予算と決算上がってきますけれども、そういうものを見る中で、各地区でも補助金って言いますか、区からも上がってくる予算、そういうものとの合わせて活動している中身というものを考えますと、ある程度、やっぱり公的なそういう補助というものも当てにされている部分、当然ございますので、将来を担う子供たちのですね、活動に寄与できるように交付をしていくっていう方針は堅持していきたいというふうに考えております。

金田興一委員 確かにこういう、子供が少なくなって、これから大事な宝なので補助をしていくということは私は賛成なんですけれども、実際に、それが有効に動いているかどうかというような判断はどんなふうにされていますか。

こども課長 年に1回、その地区の会長さんたちにお集まりいただいて協議会を開いているわけでございますけれども、そこで、中村議員もいらっしゃいますけれども、そういう会長さんたちがお集まりの中でですね、各区、地区のほうからですね、問題が提案されればですね、それについて一緒に、ほかの区はどういうふうにやっているのかっていうような協議はしていくってことでございますけれども、市としてですね、実際に先ほど言いましたような世帯割ですとか、児童割で支給をしている金額に対してですね、これがどういうふうに使われることが有効でっていう部分でっていう基準、ガイドラインのようなものっていうものは特に設けておりませんので、現在のところ、そこまでの検証ができていないっていうことかと思えます。

金田興一委員 もう1つお伺いしますが、育成会の会長さんの年齢は、どんなふうになってますか。

こども課長 済みません、把握しておりません。

金田興一委員 確かに活発にやっている地区もあることは事実なんですけど、どっちかっていうと例年で流してるところが結構あるというような話も聞きますし、育成会は、いわゆる10地区のほかに各区にもあって、区のほうからも子供育成会には補助も出してやっていますが、やはり、なかなか役員のなり手がなかったり、PTAの役員が、いわゆる各66区の中では、その区の育成会の役員になるというような形がほとんどなんで、やっぱりこれ、結構な金額出してるんでね、やはり、これからの次代を育てていくという観点からは、もう少しサポートが必要ではないかというふうに考えますが、どうでしょう。

こども課長 各区全部のですね、役員さんたちについていうことでいきますと、これから、この9月の末に予定をしてるんですが、この青少年育成の連絡会とか、それから子供会、それから少年警察のボランティア協会、そういう3者合同での研修会というものがございまして、ことしも合同での後援を受けまして懇親をするっていう場もございまして、そういう何と言いますか、いろんな子供会、あるいは子供会だけではなくてですね、青少年健全育成の場面、それから警察も含めた少年警察の部分ですね、そういうものが一体となってる活動というものの中には必要かと思しますので、そういう点での研修っていうものは、やっていけるかなと思っておりません。

金田興一委員 じゃあ、もう1点。いわゆる対象年齢が6歳から15歳までというお話ですが、私どもの身近な例でも、何十年もずっと育成会長の席に着いていると。とても孫の時代を見るような形でやってるという例も現実にあったわけですが、やはりそういう場合は、地元からあなたはだめですよっていうのは、なかなか言えないと。やはりそれは、こういう補助を出すについても、何十年もやってる、もう年齢的にもこうなってるっていうようなことでは、ある程度踏み込んだそういう注文なりつけても、私は構わないんじゃないかと思うんですが、できましたら今の会長さん方の年齢、それから在職って言いますか、期間、わかりましたら後で教えていただければ参考になるのかなと、こんなふうに思いますが。

こども課長 今、委員さんから御指摘のありましたことにつきましては、うちのほうでは生年月日まで全部調べてないもんですから、今の在職年数等っていうことになりますと各地区会長さんから、ちょっと下におろしまして確認をいたしまして、できるだけ早めにそういう一覧表を作成してお示しをさせていただきたいと思えます。たまたま私のいる大門六番町のところは、中学3年生ですとか小学校6年生の親御さんが、それぞれ役員になりますね。その人たちが、青少年の子供会のほうの役員をやるっていうようなことで決まっているものですから、毎年、毎年かわっていくんですけども、毎年かわることのよさと言いますが、そのこともあれば、継続してできるっていうこともあって、長年やっていらっしゃる方っていうのもいらっしゃるんだろうとは思いますが。ただ、委員さん御指摘のようにですね、マンネリ化してしまったりとか、もう惰性でやってしまっているというような状況もあるとすればですね、そこら辺のところは、やっぱり来年度の、またその協議会の中で話題にさせていただきまして、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

金田興一委員 ありがとうございます。たしか10地区の会長と66区の会長さんでは、言われたように66区の会長さんってほとんどPTAの小中の役員が期間の間やっていて、かわっていくっていうのがほとんどだと思うんですが、10地区の会長は、またちょっと別だと思えますんで、私が今、お尋ねしたのは、10地区の会長についてのみで結構ですのでよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

副委員長 今の件に関連してお聞きしたいと思っているのは、青少年を育成するっていうのはいろいろな、6歳からっていうことの年齢層から見ても、幅広い子供たちが複層的にというか、かかわって、地域でのつながりや何かの中で育っていく、環境を整えていくことになるのではないかなと思うんですが、そういうことに秀でたというか、の面でのこのリーダーっていう育成っていうか、そういうことがね、むしろ必要なのではないかなって。会長さんが、誰がお座りになるかっていうことも、そういう意味で大事なのかもしれません、実際子供たちを、ともに遊びながらとか、活動しながら育てていけるような、そういう地域のリーダーの資質みたいなものを持った人たちをこの地域にふやしていくっていうことが、必要なんじゃないかなっていうふうに思っているんですが、きのうのところでお出た塩嶺体験学習の家とかね、そういうところもあるわけで、網羅的に全部の区とか全部の地区とかっていうふうにやらないでも、こういうリーダー育成をしたいと思うっていうことを掲げて、そして10地区から推薦をしてもらおうとか、いろいろな形でそういうリーダーをね、育成してくような取り組みっていうのが本来のこういう事業というか、取り組みとして求められてるのではないかなっていうふうに思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

こども課長 鈴木委員おっしゃるとおり本当に、金田委員もおっしゃるのと同じことで、やっぱり、確かにリーダーっていうものが非常に大事だろうと思いますし、やり手がいる、いないとあって話ですとかね、やる気があっても、なかなか何をやっていいのかわからないっていうような方っていうのも、やっぱりいらっしゃるだろうと思いますので、今後ちょっと、今、言われましたような研修をですね、できるように検討してまいりたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

永田公由委員 博物館の関係ですけど、きのう館長の話ですと耐震診断をした結果、建物の一部については、もうどうしようもないというような発言だったんですけど、これは、あれですか、もう改修なり建てかえを視野にして、これから検討されていくということですか。

平出博物館長 耐震診断の結果ですが、昨日も申し上げましたが、昭和29年につくりました入口部分のところなんですが、そこがもう耐震補強をしてもだめだということです。実施計画の段階ではですね、平成27年に設計を行って、28年に建て直し、その部分だけですけれども建て直しでっていうような計画に一応なってますので、また具体的になりましたら、それぞれ御相談申し上げたいというふうに考えております。

永田公由委員 いいです。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

五味東条委員 ちょっと、この分析のそこをちょっと聞きたいんですが、例えば学校のグラウンドに照明器具をつけると、これは体育施設になるわけかい。分析、例えばの話、東小学校で説明資料の91ページにあって、251ページの学校夜間照明整備工事ってのをね、グラウンドに夜間照明をすると、グラウンドじゃなくて、要するに体育施設になるという解釈でいいですか。

スポーツ振興課長 学校のグラウンドにつきましては、夜間は社会体育のほうで使うケースがほとんどでございまして、通常の授業ですと昼間ですと照明は必要ないということで、市の事業の区分上、スポーツ振興課のほうで工事の担当をしているということで、昨日も御説明いたしましたけども、電気料もスポーツのほうで支出をしているという状況です。体育館についてはですね、学校施設の一部でありますので、それについては教育総

務のほうで担当していると、そういう状況でございます。

五味東条委員 日が短いようなときには、例えばサッカーやってるような人たちでも、例えばグラウンドですすね、その照明を利用してやってるという生徒もあると思うんですよね。要するに、照明をやることによって、学校以外の施設をするために使ったんだというような考え方じゃなくて、学校の一部だっような考え方のように俺は思っているんだけど、その辺は違いますかね。言ってる意味わかる。分析の仕方だよね、今まで、こうやってやってるって言や、慣例だけど、何となくちょっと腑に落ちないような感じがするんだけど。

スポーツ振興課長 当初、学校建設の時点では照明設備という形で、学校教育として使う施設とは、一部使うケースもあるかと思えますけれども、今までも市のほうはそういう区分でやってきておりますので、そんな形で御理解いただきたいと思えます。

五味東条委員 そうすると例えば、照明つけたことによって、維持管理は学校は全然、関係ない感じになっているわけですか。

スポーツ振興課長 グラウンド自体の維持管理は、学校教育のほうと私どものスポーツ振興課のほうと一緒にやっておりますけれども、照明そのものに不備や故障があったりとか、改修の必要ができた場合には、スポーツのほうで担当させていただいております。

五味東条委員 わかったような、わからないようなんだけど、ちょっと分析的におかしいような感じもしないわけじゃないと思ってるんだけど、ちょっと検討してみてください。

委員長 ほかにございますでしょうか。

副委員長 短歌フォーラムのこと先ほど出ていたんですが、ほかのスポーツもそうですけど、底辺が広がらないと発展というかね、広がりってというか盛り上がってこないっていうのがあると思うんですが、先ほども出されていたように、やっぱり若い世代とか子供たちとかって言うところを含めた、何か短歌大学とかって言いますと、やっぱりものすごく敷居は高く感じるんですよね。そうすると限られた人、それに造詣のある方がおいでになるっていうふうに、言ってみればいきなり、この私たちのような、私たちのようになっていうか、複数で言っちゃいけない、私のようなそういうことに全く門外に近い学校で習った程度の知識しかない者、あるいはそういうレベルにしかない者がいきなり、そういう名前のところに行くっていうことは、とても考えつかないくらい、やっぱりちょっと高い敷居を感じるんですね。せっかく、えんぱーとかね、図書館とか、町の中にそういういい場所もできているので、何かそういうところで気楽に体験をしたり、短歌の先生方の中にはいろいろ、何て言うんですが、立場とか主催されている結社とか、そういうところの違いがあったりして、難しい面もあるかと思うんですけど、反面、私は塩尻はやっぱり短歌に親しんでいる方たちも、そういう意味では御高齢化されてるかもしれないけども、層は広くあるのではないかと考えていて、そういう方たちと気楽にお話をしながら、そういう取り組み、体験ができるようなことを積み重ねていくっていうかね、日常の中でそのときだけ、短歌フォーラムのその日だけ短歌のまちになったみたいな感じではなくやっていけるような、何かこう地道な取り組みというかね、そういうことを考えていくときが来ているのではないかなと。あるいは、考えていらっしゃるのかもしれないので、ちょっとお聞きしたいと思います。

社会教育課長 委員の御指摘のとおり、やっぱり裾野を広げないとなかなか、この短歌というのは取っつきにくい部分もございます。そんなことでございまして、公民館でも短歌講座というのもやっておりますし、先ほど

の短歌大学につきましてもですね、確かに専門的な講義もございますけども、大体1年間に5講くらいやっておりますけど、そのうちで短歌をよくわかりやすくですね、解説するような講座もございましてですね、参加をしていただくまでは大変だと思うんですけども、そこにしていればそれなりの知識と言いますか、情報を得ることができるかと思えますし、またそういう面で、参加していただくことで親しみも湧くと思います。今、先ほどもお話ししたように短歌づくり体験教室でございますけれども、市内で平成24年のデータですけども13校57学級で一応開催しております。そのほか学校独自ですね、広丘小学校みたいに取り組んでいるところもございますけれども、そんな形でまた、そういう面、今、御提案がございました交流センターや、それから文化センターも含めてですね、もう少しやわらかい感じの講座等も、また検討してまいりたいと思いますけれども、現状をちょっと問われる中ですね、少し検討を重ねてまた、このままではいけませんので、全体的な部分も含めてですね、ちょっと見直しと言いますか、そこら辺のこの検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

副委員長 お願いします。

中原巳年男委員 今の関連ですけども、せっかく重伝建の奈良井宿に多くの人に来てるので、例えば短歌のまち塩尻ということで、奈良井宿の中に何力所かね、投稿できるような場所をつくって見たらどうか。そうすると、市内だけじゃなくて非常に広がりがあると思えますんで、すぐ投稿されるとか、されないってことはあると思えますけども、たとえ1件でも2件でもね、そういうのがあれば、そうすれば、せっかくの重伝建も生かしながら短歌のまち塩尻っていうことも売り込めますし。

それで、木育フェスティバルなんか、今回ちょっと気候の関係で残念だったんですが、今、日本で一番進んでる木育は塩尻市ということになってます。長野県で日本一のものって中で、塩尻の駅のホーム側のほうの駅そば、あそこは2人か3人しか入れないんですね。日本一狭い駅そばと、それでも日本一でもって、なるんですよ。だから、そういうことも含めてね、もう少しやわらかい対応ということで、ちょっと奈良井宿とか、ほかに当然、短歌館なんかにはあると思うんですが、市民以外の人が多く集まる場所にそういうものをちょっとつくって見たらどうかと思えますがいかがでしょうか。

社会教育課長 先ほどの鈴木副委員長さんからも御提案をいただきましたし、今、中原委員さんからも御提案をいただきました。貴重な御意見をいただきましたので、その内容をちょっとうちのほうでも検討する中でですね、今後に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長 ほかにございますでしょうか。

金田興一委員 済みません、きのう聞き漏らしたのか、ちょっともう一度お聞きしたいんですが、249ページの保健体育総務補助費の中の上の黒ポツの体育事業推進協力者等謝礼っていうのが、ちょっと一部だけしか、私記憶に残ってないんですが、施設利用者代表者2人とというような表現されていたんですが、ちょっとこの点詳しくもう一度御説明いただきたいと思えますが。

スポーツ振興課長 体育事業推進協力者等謝礼でございますけれども、これにつきましては、体育事業推進協力者というのは、まず中学校の部活動の外部指導者ですね、外から来ていただいている指導者。この方が24名いらっしゃいます。それから、先ほど五味委員からも御質問ありましたけれども、学校のグラウンドとか体育館を学校開放で使うに当たりまして利用委員会を設けておりまして、その正副利用委員長、その方30人、15校

の2人ですので30人いらっしゃると思いますが、その方への謝礼ということでお支払いしております。以上でございます。

金田興一委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございますでしょうか。

私から1件お願いします。平出博物館についてなんですけれども、数カ月前だと思うんですが、ドラえもんに見える土偶があるというところのつながりから、ドラえもんグッズを特別展ということで企画されていまして、日ごろ子供たちがなかなか足を運ばないのですが、そういったドラえもんグッズがたくさんあるんだってっていうのをきっかけに、お子さんたちを連れて多くの方が来場されたと思うんですが、そのあたりの結果はどうだったでしょうか。

平出博物館長 平出の遺跡の中から発見された土偶の中で、ドラえもんによく似た顔をした土偶がございました。私たちは、ドラえもん土偶、ドラえもん土偶っていう名前で呼んでたわけですが、学校で子供たちが見学したようなときに、非常にその土偶が人気があるもんですから何か生かせないかなと思ったときに、ドラえもんグッズを集めている方がいらっちゃって、その方が企画展の中へ出してくれるっていうことになりました。ただ単に遊びになってはだめだと思ひまして、ドラえもんグッズをいかに博物館の展示として取り扱えるかっていうことで考えましたけれどもその中で、ドラえもんグッズの中に御当地ドラっていうのがありまして、北海道から沖縄まで全部ありまして、それは各地域の歴史、それから産物を象徴したような形のものでありますから、そういったものをうまく展示すれば学習にもなるかなっていうふうにして、そんなようなものを展示をいたしました。たまたまですね、5月の連休中を挟んだ展示会にいたしましたので、御家族連れの方が非常にたくさん見えていただきました。しかも、毎年4月の半ばの広報の中に市内全体の博物館の紹介と、それから無料の利用券が入っています。そんなものを、結構、今回は活用していただきまして、とにかくあまり普段は足を運んでいただけないような皆様にも来ていただけたということで、ちょっと見方を変えたような企画展っていうのが、非常にこれからの博物館活動には必要だなというのをつくづく感じたっていうようなところがあります。ちょっと何人その中で入館されたかって、ちょっと今、記録を持ってませんけれども、普段よりもかなり多い皆さんがお見えになっていただけたということであります。

委員長 ありがとうございます。私も子供を連れて行かせていただいて、とてもすばらしい企画展だったと思います。そういったものがあると、普段行かない人たちが足を向けるというきっかけづくりにもなると思いますので、今後もつながりをいろいろ探していただいて、そういった特別展を開いていただけるように御検討ください。お願いいたします。

委員長 ほかにございますでしょうか。

副委員長 説明資料のほうで89ページですけれども、町並み保存のことで、奈良井や木曾平沢に続いて平出遺跡との、その相乗効果もってということで、平出の集落、本棟づくりの点についてですが、平出集落について今後の保存方法の方向性を住民の皆さんと協議を開始しますということですが、その後、進んでいるとか、あるいは方向性について、どのようなことで可能性があるのかなってというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

専門幹 ここに記載させていただいている内容であります。平出の本棟集落というものは、やはり郷原宿の

本棟集落みたいなものとも比較されて、片方は一列に並んでいるもの、平出の本棟はそれぞれ自由な方向を向いていて法則性がないというような点が大きな違いであり、それが大変貴重であるというような評価をいただいております。また、あの集落の中に、およそ十四、五軒であります、本棟の建物が密集しているということが大変貴重であるということでもありますので、それらに対してしっかりとした詳細調査を実施しております、25年度いっぱい報告書に取りまとめたいと、そのように考えております。それを受けましてですね、その調査報告書で建物の価値というもの、私どもの言葉では価値づけと言わせていただいておりますが、価値づけがなされたものを住民の皆さんと協議を始めさせていただいて、本当にこれが価値があるということを、住民のみならず、どのようにお考えかというようなことをお尋ねし、そしてそれをもってして守るか、どうするのかというようなことを協議してまいりたいと、それがここに述べてあるところでございます。

そして、後段の御質問の点であります、どのような文化財としての保存があるかという、そのカテゴリーを考えると、まず第1点には、単体としての文化財の指定というものがございまして。そしてもう1個、それほど重要ではないが、確かに登録してしっかり守っていくという考え方をするとするならば、登録有形文化財の登録業務というものがあるかと思っております。

そしてもう1個、ここにも記載されたことを述べさせていただくとするならば、平出の重伝建というのも選択指の1つであるということになるかと思っております。メニューとしてはそれぞれ、かなりの広がりを持っておりますが、価値づけの観点から言いますと、報告書が出てからまた述べさせていただきたいと思っておりますが、現在の奈良文化財研究所の報告によりますと、大変価値が高く守るべき建物であると、それが群としてあるという要件を満たすとするならば、最終的に最後に申し述べました重伝建というものも1つの視野におきたいと思っております。目指すのもまた必要なことかと思っております。いずれにしましても、所有者、その住民の皆さんが守るという意思があって初めて文化財としての保存が始まりますので、その点をしっかりとですね、住民の皆さんと協議を進めてまいりたいと思うのが今後の予定であり課題であろうと、そのように考えております。以上です。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

全体を通しまして、きのうの最初の部分から何か質問し忘れていたことがありましたら、ないでしょうか。

こども課長 金田委員のほうの、まだちょっと資料ができませんが、その前の中原委員から出されました各児童館の児童クラブのですね、登録人数が出ましたので、資料お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい。資料の配付をお願いします。

こども課長 表の見方でございますけれども、23年度と24年度の比較となっております、例えば塩尻児童館をごらんいただきますと、登録児童数と言いますのは児童クラブの登録児童数でございます。その登録児童数、要するに児童クラブの利用というのが一番上の、例えば24年で言いますと1万1,408人というのが児童クラブとしての利用者、その下の一般児利用延べ人数と言います725人と、これが自由来館の児童館での利用ということでございまして、大体が児童クラブの利用がほとんどだということでよろしくお願いたします。以上です。

委員長 ただいまの説明に御意見、御質問のある委員の方はいらっしゃいますか。

副委員長 初めてこういうふうに数字を見せていただいて、今、課長が説明されたように登録児の延べ利用人数は、やはり一般児と比べて多いという傾向はかなり顕著で、またこれはこれで考えることも必要かなと思いま

すが、洗馬児童館で言いますと、ちょっとほかのところと傾向が違っているようにも思っていて、一般児の利用とその登録児童の延べ利用数、登録児童数も少ないですが、これは全体の問題、もとの人数の違いもあるかと思いますが、何か洗馬児童館の取り組みとほかの児童館の取り組み、変わっているところがあるのでしょうか。

こども課長 洗馬児童館が特殊な理由ということですかね。

副委員長 ちょっとほかと傾向違うように思うんですが。

こども課長 そうですね。これは指定管理のそのプレゼンをやっていただいたときにもそうだったんですけども、洗馬の場合には、結構、何て言いますかね、お子さんが家に大体、お母さんお父さんどなたかがですね、農業とかってやってらっしゃったりすると忙しい時期でも真昼昼間っていうか、昼間はあまり出ないもんですから、いらっしゃるということで登録人数が、まず少ないっていうこともございます。それから講座がですね、児童クラブだけというよりは児童館全体の中で、児童館で自由来館で参加してもいいですよっていうような形でですね、幅広くやっているっていう、そういうほかに行くところがないってわけでもないと思うんですけども、参加者のほうが多いということかと思えますけれども、いわゆる自由来館でですね、見えるお子さんが多いということだと思います。

副委員長 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

ちょっと全体を通して1つお聞きしたいことがあるんですが、塩尻市の中で、まだ障害を持つお子さんの療育の部分が非常に少ないと感じています。これが、どちらの課にわたるのかわからないんですが、障害福祉のほうなのか、家庭支援のほうに入るのか、ちょっとわからないのですけれども、そのあたりどのように課題を捉えて、今後どうしていくようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

福祉課長 先日家庭支援室とこども課とうちのほうと、障害を持たれた保護者の方との懇談会を開いたりなんかしてるんですけども、一応今までの流れで行きますと、すみれの丘にあります、あすなる園を入園前のお子さんが集団生活に入る前に、集団生活にいきなり入ったんでは、やっぱり集団の中で活動ができない、そのようなお子さんたちが、そこで少しずつならしながら集団の中に入っていけるように療育をしていく。その後については、保育園に入りましたら、元気っ子応援事業の中でお子さんの育ちを見ながら、その育ちにに応じた支援をしていくというようなことの連携をとる中で、療育というものを進めてきております。

今後につきましては、やはり元気っ子だけでは対応できない部分もありますし、未就園のお子さんに対して、あすなる園だけがその機能を持っていければいいのかっていう課題もありますので、今後につきましても、家庭支援室、こども課と福祉課のほうで、どういう方法がいいのかということを探りながら方向を探し出していきたいなということで、3人の課長では話をしているところです。

委員長 あすなる園についてお伺いしたいのですが、現在は専門知識を持たれたスタッフの方が常駐しているということでしょうか。

福祉課長 やはり社会福祉協議会の中の人事異動の中で、以前は正規職員の保育士、障害を持たれたお子さんに精通された保育士の方がいらっしゃいましたけれども、今現在は、やはりパートさん、臨時さんというような形で保育士資格を持たれている方がいるということで、うちのほうでも障害を持たれたお母さんのほうから、あすなる園を御利用していて、やはりお子さんの中に通わせるだけの成果が見られないので、やめたというような

お手紙をこども課のほうにいただきまして、そちらのお手紙をうちのほうにいただいたものですから、これを社会福祉協議会のほうに、こういう御意見がありますよということで通知を出しました。その中で、社会福祉協議会の中でも、やはり通って来られるお子さんに対して一人一人に寄り添うような支援をしていきたいという回答はいただいておりますので、少し様子を見守りながら、また何か不都合とか何かあれば、今現在は社会福祉協議会が運営をしておりますので、そちらのほうに意見を言わせていただきながら充実を図っていただければというふうに考えております。

委員長 療育ってとっても大切だということは、多分、担当課の方は御存じだと思うんですが、ぜひ、やっぱり利用何度かしてみて、ここはって言って利用ができなくなるっていうのは、やはりもう既に問題があると思いますので、ぜひそのあたりを解決していただいて、塩尻市内で療育の場がきちんとできますことをお願いしたいと思います。

ここで10分間休憩をとります。11時10分から再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時12分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

こども課長 先ほど金田委員のほうから出ました地区子供会の会長さんの年齢と在職の年数につきましての資料をお配りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 資料配付をお願いします。

御質問ございますでしょうか。

金田興一委員 どうもありがとうございました。ある程度、年齢の高くなるのはやむを得ないかなと思います。在職年数も、皆さんそれぞれ、えらい交代されたようですが、ちょっと私、さっき1つお願いするの忘れちゃったものであれですが、この各地区ごとの児童数をちょっとお聞きするの忘れちゃったんで、今、もしわかれば。

こども課長 今、わかりますけれども。

金田興一委員 アバウトでいいです。

こども課長 アバウト。例えば、大門地区とかそういうことでよろしいわけですか。区も。

金田興一委員 簡単に。

こども課長 いいですか。

金田興一委員 はい。

こども課長 大門地区の子供、生徒の数ですが764人、それから東地区ですが806人、片丘地区が382人、広丘地区1,095人、高出が721人、吉田地区が933人、洗馬地区468人、宗賀地区が448人、北小野地区が129人、榑川地区が167人、合計5,913人でございます。

金田興一委員 ありがとうございました。10地区では、こう見れば約9倍くらいからの差があるわけですが、恐らく今度は各区、66区に入っていけば、まだかなりのばらつきが出てくるだろうというふうに思うんですね。それで、先ほどもちょっと申し上げましたけども、活発にやってる地区と、それから、なかなか思うような活動が発展しない区っていう、ばらつきはかなりあると思うんですね。それで、いわゆる均等割が3万円って

いう金額、大した金額ではないと思うんですけども、これが、それぞれのところへ行けばそれなりな活動資金になると思うんですね。129人でも3万円、1,095人でも3万円っていう均等割が本当に妥当なのかどうかという、ここらも、やはりある程度、しんしゃくする必要があるんじゃないかなと、こんな気がしますがいかがでしょうか。

こども課長 市といたしましては、各地区からですね、単位育成会って言いますけども、単位育成会から、今、名簿をお出ししましたけれども、その代表の会長さんのところに、各地区の全部の単位区から要望が上がってまいります。それが事業計画と予算書という形で上がってきて、それを会長さんのところで全てをまとめていただいたもので市のほうに請求が来る。また今度は、補助金の支払いということになりますと、市のほうから地区のほうにまとめて支払って、それが単位育成会のほうに行く。精算の段階ではですね、事業報告書なり収支精算書なりが、また地区の会長さんのところへ来て、会長さんのところから市のほうへ来るっていう流れの中でやっているわけでございますけれども、ただ、今、委員さんのおっしゃるように、じゃあ3万円が多いのか少ないのかっていう議論になりますと、これは各地区の会長さんとも相談というのが必要かと思しますので、来年度、先ほど委員さんからも御指摘いただきましたし、鈴木委員のほうからもリーダー研修のお話いただいておりますので、来年の協議会のほうでですね、この話題につきましても出させていただきます、見直しということで提案をさせていただきますので協議をいただきたいというふうに考えております。

金田興一委員 はい、わかりました。穏やかによろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。ないようですので討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第1号平成24年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第3号平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

男女共同参画・人権課長 それでは、決算書の287ページからごらんいただきたいと思います。決算説明資料につきましては101ページとなっております。あわせてごらんください。この事業につきましては、同和对策といたしまして住宅の新築、改築、また宅地の取得しようとする者に対しまして、資金の貸し付けを行ってきたものでございます。貸付金の償還、また貸付資金といたしまして市が借り入れました長期債の償還の処理が終了いたしましたので、平成24年度をもってこの特別会計は廃止となっております。平成24年度の歳入合計、歳出合計とも9万4千7,860円となっております。

それでは、歳出の説明をいたしたいと思えます。決算書の294、295ページをごらんください。歳出につきましては、まず総務費、支出済額3万6千160円でございます。この内訳につきましては一般会計の繰出金で

ございます。

次の公債費でございますが、貸付資金としまして市が借り入れました長期債元金償還金としまして、61万5,016円、利子償還としまして2万2,228円、計63万7,244円を支出したものでございます。

次に歳入の説明をいたします。292、293ページをごらんください。少し戻りますがお願いいたします。まず貸付金元金収入でございますが、住宅新築資金の収入が57万2,961円でございます。この内訳ですが備考欄にありますとおり、備考欄の上からですけれども、現年分の返済をされた方が1名ございまして、33万596円、滞納分の返済が2名ございまして24万2,365円でございます。宅地取得資金の収入ですが、現年分が1名で9万2,324円、滞納分が1名で12万748円、計21万3,072円でございます。

次に貸付金利子収入でございます。住宅新築資金の利子収入が6万4,181円でございます。内訳ですが、備考欄にありますとおり、現年分が1名で3,477円、滞納分が2名で6万704円でございます。宅地取得資金の利子収入は2万7,626円ございまして、その内訳は備考欄にありますとおり現年分が1名538円、滞納分が1名で2万7,088円でございます。この会計の収入未済額につきましては、貸付金の滞納分が1,093万6,411円でございます。2名の方が、これにつきましては返済計画立て直しまして返済を続けており、今までのところ滞滞なく支払われております。今後の返済の受け入れ先につきましては、平成25年以降一般会計にて処理してまいります。以上となります。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、採決を行います。議案第3号平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

ここで1件訂正をさせていただきます。先ほど、議案第1号に関しまして可決すべきものと申し上げましたが、認定すべきものと決しましたので、ここで訂正させていただきます。次に進みます。

議案第4号 平成24年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第4号平成24年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

教育総務課長 それでは、塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。決算書は297ページ、決算説明資料は簡略ですが102ページをごらんいただきたいと思います。

それでは御説明申し上げます。塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算額につきましては297ページで、歳入合計につきましては2,253万円余り、それから歳出合計につきましては2,246万円余ということで、対前年に対してそれぞれ30%以上の大幅な増額になってございます。奨学金事業につきましては、塩尻市奨学資金貸与条例に基づきまして、優れた学生及び生徒で、主として経済的理由により就学が困難である者に対して奨学資金の貸与を行うというものでございますけれども、平成23年12月議会で条例の改正をお願いしてございまして、条例改正案が通ってございます。それで、24年度から新しい改正後の適用の奨学金事業とい

う形になってございます。今回、24年分の事業に反映が出てくる部分といたしましては、高校生の貸付額が増額になったということで、従前は一律1万円でありましたが、改正後は国公立の高校につきましては、5,000円アップの1万5,000円、これ、月額でございます。それから私立高校の生徒さんについては、月額2万円に増額になっております。それから入学一時金の貸与というものも開始になってございまして、今までこれは、なかった制度でございますが、高校生につきましては年額で入学金でも1回10万円、それから大学生につきましては20万円という形になってございます。それから、貸し出しの枠の設定を大きくさせていただきまして、従前は大学生につきましては5人枠ということでしたけれども、倍の10人枠という形で人数がふえております。ということで、102ページの決算説明資料がございましてけれども、24年度の貸与につきましては大学生については11人ということで、従前の3人とか2人からですね、大幅にふえているという形になってございます。そんな関係もございまして、金額にいたしまして500万円を超える、予算額としては拡大になったということでございます。

それでは、中身について御説明させていただきますけれども、まず、ざっと概略の部分で298、299ページをお願いいたします。歳入の部分でございます。本会計につきましては、基本的には小野田育英基金、それから育英基金を原資といたしまして、その運用利子と、その取り崩し金と、あと返済金によって収入のほうは賅っているという状況でございます。そういうことの中で、1款の財産収入につきましては、収入済額5万9,000円余りでございますけれども、これは利率とあと運用額の関係で、対23年度より42%の減額という形になっております。あと繰入金、これが基金からの繰入金で主な原資になってございますけれども、先ほどの奨学金の貸与金額の増加等に対応するために、23年度に比べまして565万円余りの増額ということで対前年比64.2%の増となっております。あと諸収入につきましては、これは貸付金収入ということでございまして、返済金との関係ですので、計画的な返済ということもあるわけですが、23年度に比べて13万5,000円余りの増額、1.7%の増の802万円余という形になっております。

歳出につきましては、次の300、301ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、総務費ということで事務的な部分に使用します金額と、それからあと一般会計への償還金、それから、それぞれのもとの基金のほうへ戻しますので、その基金への繰出金を含めまして、これも計画的な返済を行っているという形の中では、ほぼ前年並みの支出済額ということで804万円余りということになっております。

貸付金は、先ほどから再三、申し上げましたとおり、制度の変更に伴いまして増額になっている部分でございますので、566万円余り23年と比較して多くなっております。対前年比64.6%の増でございます。

それでは、事項別明細によって中身について御説明いたします。最初に歳出のほうからお願いいたします。決算書304、305ページをお願いいたします。総務費、一般管理費でございますが、これは、この貸与事業の認定、それからそれぞれの貸付事業の管理費、それから基金積立金と一般会計の繰出金に当たるものでございます。委員報酬ということで、選考委員といたしまして教育委員4名、それから民生児童委員の協議会の会長1人ということで5人分を支出してございまして1万6,000円余りでございます。あと基金積立金ということで、ここの中身につきましては、それぞれ育英基金と大野田育英基金について積み立てを行っております。これは利息とですね、あと貸付金として入って来まして返還金、これを合わせて積み立てております。育英基金につきましては、利息2万1,000円余りと収入6万3,000円余りを足しまして8万5,000円余、それから大

野田育英基金につきましては、利息3万7,000円と、あと償還額624万円余りを合わせまして626万円余を積み立てているということでございます。あと、一般会計繰出金につきましては、これは櫛川村との合併前に櫛川地区の小中学生については、木曽広域連合で償還制度がございました。この償還制度を合併のときにですね、市で一括して立てかえ払いをして、木曽広域のほうには借金がないような形でやっております、そのあとの木曽広域連合分のそれぞれ償還については、一般会計のほうへ充当してくという形で行っております、この一般会計の繰出金169万円余りが、この木曽広域連合の返還金に関するものでございます。

次、2款の貸付金につきましては、奨学金の貸付事業ということで、先ほど申し上げましたように高校生2人と、あと大学生11人につきまして、あと高校生につきましては、平成22年に行ってる部分がありますけれども、それからあと、そのほか前年度の分もありますので、新規については2人ということになりますけれども、それぞれ貸し付けを行いまして1,372万円余りになっております。

なお、その次の306ページで、実質収支に関する調書ございますが、歳入歳出差引額で7万6,000円を実質収支ということで翌年に引き継いでございますが、これにつきましては、出納閉鎖期間中に償還が行われたお金がございます。ただ、その償還が行われて歳入には入ってくるんですけども、その時点で既に3月末日付で先決処理を行いまして、歳出の今度、積む金額のほうを確定しておりますので、お金は入ってきているんですけども予算上積みないという状況になっております。その金額について翌年度にうまく繰越金という形で残していくという形になっております。また本来であれば、歳入歳出ととんとんで本来は終わるべき会計でございますが、そんな出納閉鎖期間の関係もございまして、こういう状況になっておるということでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御意見、御質問のある方いらっしゃいますか。

副委員長 ちょっと、何か私に変な質問なのかもしれないんですけど、ちょっと歳入のところで、財産の運用収入のところで当初予算というのが22万円ほど見てあって、大分、その実際とかけ離れた予算になっているんですけど、これは何かやむを得ない事情っていうか、そういう必要があって行われたことなんですか。

教育総務課長 これは基金の運用の関係でですね、ずっと1年間、基金寝かしたままできて、わーっと行けばそのまま利息ついていくんですけども、実質的には例えば、貸付金を行うたびにお金をおろしているというわけではなくて、予算上お金はありますので、先にもう貸し付けはしていくんですけども、実際の基金っていうのは、この特別会計のほうに、要は繰りかえて運用をしております、基金を。要は定期預金の口座にずっと寝かしているわけではなくて、例えば一般会計のほうや何かにですね、基金の繰りかえて運用を、これ会計課のほうで運用しております。その運用してる時は普通預金分の利息しか、ほぼつきません。ということで予算上は、あくまでもその基金はずっとあるということなので、定期預金の何パーセントをずっと持っているという計算にはなっているんですが、実際の運用上は1回基金を、運用ができるということですので、取り崩すような形、実際元本は保証してますけれども、運用してるという形の中で、実際、本来それだけの利息がついてこないという状況になります。

副委員長 そうか、初めてわかった。

委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第4号平成24年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致を。

副委員長 採決するでしょう。

五味東条委員 議事進行。

永田公由委員 採決だで、あれじゃない。異議あるかどうか聞いたほうが。

副委員長 さっきもそこへ行っちゃった。

委員長 採決を行います。議案第4号について認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号平成24年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第5号平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、議案第5号平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。決算書につきましては307ページ、それから決算説明資料でございますが、103ページをお願いいたします。資料の150ページ以下には認定者の状況等もお示しをしてあります。あわせてごらんください。

では、決算書307ページをお願いをいたします。歳入合計は47億5,471万9,968円、前年比10.5%の増、歳出合計は45億9,482万4,327円、前年度比7.2%の増でございます。歳入歳出差引残額は、1億5,989万5,641円となり、実質収支額として同額翌年度に繰り越しました。平成24年度の会計全体の特徴といたしましては、平成24年度は第5期介護保険事業計画の初年度ということになりまして、介護報酬の改定、それから介護保険料の改定などが、24年度を初年度として行われたということが1点でございます。それから高齢者、認定者とも増加をしているということ、それから第5期介護保険事業計画の施設整備の前倒しが24年度当初に行われたということもありまして、給付費が伸びているというのが全体としての特徴でございます。

それでは、決算事項別明細書により歳出から御説明いたします。324、325ページをお願いをいたします。1款総務費1項総務管理費の1目一般管理費の備考欄、介護保険事務諸経費でございますけれども、介護保険事業に関する事務費でございます。23年度に比べて減額となっておりますのは、23年度には介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料、それから、いきいき長寿計画策定委託料があったこと等によるものでございます。

この備考欄中段、次の2項介護認定審査会費につきましては、介護認定に係る経費で、認定調査員報酬9人分等が主なものでございます。

備考欄2つ目の白丸、認定調査費等諸経費の下から4番目の黒ポツ、文書作成手数料につきましては、主治医意見書作成手数料でございます。

その下の白丸、認定審査会委託負担金につきましては、松本広域連合への負担金で、認定審査会に係る費用の

負担でございます。

ページめくっていただきまして326、327ページをお願いいたします。ここの2款保険給付費につきましては、被保険者が介護保険サービスの利用に対しまして保険者である市が給付した費用でございますけれども、総額につきましては、この一番上の支出済額43億3,367万円余で、それぞれ329ページまで、このあと給付費について内訳が続いているというこの構成になっております。では、主なものだけ申し上げます。326ページの1項介護サービス等諸費につきましては、この326、327ページにあるものにつきましては、要介護1、それから要介護5の方へのサービス給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費につきましては、通所介護、あるいはホームヘルプサービスなどを受けた給付費、通所リハビリなどのサービスを受けたときの給付費で、前年度比4%増となっておりますのは、介護付有料老人ホームに係る費用が増額となったことなどが主な要因でございます。

次の2目地域密着型介護サービス給付費でございますが、前年度比29.3%増となっております主な要因につきましては、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護施設が、4月などに開所したこと等により利用者がふえたことによるものでございます。

次の3目施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の、いわゆる介護保険3施設の入所に係るサービス給付費でございます。年度末の入所者数は477人でございます。前年度比増額となっておりますのは、特別養護老人ホームの利用者が増加していることなどによるものでございます。

このあと少し飛ばしまして、次の中段、2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、2、やや軽度の方の認定を受けた方に対する給付費でございます。支出済額は3億2,505万円余ということになります。サービスの中身につきましては、介護サービス等諸費と基本的には同じものでございますが、この介護予防サービス等諸費がふえましたのは、要支援1、2、軽度の方の認定を受けた方が、やや増加していることによるものでございます。

ページをめくっていただきまして、328、329ページをお願いいたします。3項の高額介護サービス等費につきましては、所得区分に応じた負担上限額を定めて、上限額を超えた部分を給付するものでございます。

中ほどにあります6項特定入所者介護サービス等費でございますけれども、施設への入所、または短期入所で食費、居住費につきまして低所得者負担の軽減に係る給付費でございます。

ページめくっていただきまして、330、331ページお願いいたします。ここから先は地域支援事業費と呼ばれているものでございまして、給付費の3%以内で介護予防事業、あるいは市町村独自の任意事業の実施を制度上認められているものでございます。1目介護予防事業費、備考欄1つ目の一次予防事業でございますが、65歳以上の全ての高齢者が対象でございます。平成23年度までは一般高齢者施策事業とされていたものが、名称変更されたものでございます。この備考欄の下から2番目の黒ポツ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料の参加延べ人数につきましては、2,727人ということでございました。その次のその下の地域介護予防活動支援事業委託料につきましては、社会福祉協議会に区ごとに行っている元気づくり広場の運営の支援を委託したもので、参加延べ人数は5,295人ございました。

次、2目介護予防二次予防事業費でございますけれども、平成23年度までは特定高齢者施策事業とされてい

たものが名称変更されたものでございます。備考欄の白丸の二次予防事業の3つめの黒ポツ、介護予防事業委託料につきましては、運動器の機能向上、それから認知症、閉じこもり、鬱予防などにつきまして、市内の6事業所に委託をしたものでございます。

その下の白丸、二次予防事業対象者把握事業でございますけれども、65歳以上の方に対しまして介護要望のお尋ねや、介護予防検診によって要支援や要介護になる恐れが高いとされた方、その把握を行ったものでございます。

次に2項包括的支援事業及び任意事業の331ページの説明欄一番下の白丸、包括的支援事業でございますけれども、二次予防事業の対象者に対する介護予防ケアマネジメント事業、それから総合相談支援事業、権利擁護事業等に携わる中央地域包括支援センターの職員に係る人件費が主な内容でございます。次、332、333ページをお願いいたします。備考欄3つ目の黒ポツ、高齢者等相談窓口等委託料につきましては、市内7カ所の在宅介護支援センターに相談窓口業務、あるいは一人暮らし高齢者や高齢者世帯として民生委員を通じて登録をされた高齢者に、年に1回以上訪問相談等を行う委託料でございます。その下の北部地域包括支援センター運営業務委託料につきましては、広丘野村地区、北部に北部地域包括支援センターを設置、運営をしている委託料でございます。

次に2目任意事業費でございますけれども、3つ目の白丸、家族介護支援事業でございますが、一番下の黒ポツ、介護サービス利用助成事業につきましては、在宅で介護されている市民税非課税世帯の方々に対しましてサービスの利用料の支払いに使える助成券を交付したものでございます。

その2つ下の配食サービス事業でございますけれども、在宅で調理が困難な高齢者世帯に配食サービスを行ったものでございます。

めくっていただきまして334、335ページをお願いいたします。4款諸支出金の償還金、この備考欄の償還金でございますけれども、平成23年度決算に伴う国庫、あるいは社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

次に5款介護サービス事業費でございますけれども、こちらにつきましては要支援1、2の方に対しまして、介護予防サービス計画の作成に係る経費でございます。

中段より少し下、6款基金積立金でございます。基金積立金につきましては1番目の黒ポツ、介護保険支払準備基金利子積立金、これについては基金の利子、それから次の介護保険支払準備基金元金積立金につきましては、保険給付費に係る平成23年度決算剰余金から過年度分償還金の財源を差し引いたものを積み立てたものでございまして、平成24年度末の同基金の残高は1億5,117万円ということでございまして、決算書の439ページに、そちらについては載っております。以上、歳出でございますが、歳入につきましては314ページをお願いいたします。

ただいまの歳出に対する歳入でございますけれども、第1款の保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。第5期介護保険事業計画期間中の介護保険料は、標準月額で20%の増額改定を行いました。315ページの調停額欄の4桁目に、現年度分調停額がございまして、その調停額10億2,722万円余に対しまして、10億1,771万円余の収入があり、現年度分の保険料収納率は99.04%でございました。次に滞納繰り越し分につきましては、1,303万2,450円を不能欠損処理をいたしました。

中段より少し下、第3款の国庫支出金でございますけれども、給付費に対する法定の国の負担率によるものでございます。給付費のおおむね25%負担するということになっておりますけれども、市町村間の後期高齢者の率、負担能力によって交付率を調整する調整交付金がございます、調整交付金は、この315ページの備考欄の下から2つ目のところに率書いてありますが、塩尻市の場合は4.72%でございました。

316、317ページをお願いいたします。中段の第4款支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの方の、いわゆる医療保険から天引きをされている第2号被保険者の方の保険料分ということになります。

第5款県支出金につきましては、介護給付費、地域支援事業に対する県の法定負担分でございます。318、319ページをお願いいたします。318ページの5款の3目介護保険財政安定化基金交付金2,363万円余は、第五期介護保険料事業計画期間中の介護保険料の上昇を緩和するために、県の支払準備基金から交付されたものでございます。

次に6款繰入金につきましては、昨日お話をいたしました一般会計の決算にあった市からの繰入金、それに対応するものの繰入金で、それぞれ法定の割合による繰入金でございます。以上が主な歳入でございます。以上、介護保険事業特別会計の決算の概要でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御意見、御質問ございませんか。

副委員長 前年のところでちょっと話題になったものですが、今回は一次予防事業だとか、二次予防事業だとかになってますが、その前の年までの特定高齢者の皆さんに調査して、それでそれぞれ必要な訓練とか、そういうものを受けていただくというメニューがあって、それを呼びかけたんですが、それを受けていただいた方が非常に少なかったということが話題になって、議会報告会の中でも、そのことを非常に驚かれたケースがあったと思うんですけども、そういったメニュー自体は呼び方は変わっても同じような事業をやられるんじゃないかと思うんですけども、そういった点で前年と比較して、前進的な面とか見られたんでしょうか。

長寿課長 決算説明資料で、ちょっと数値もごらんいただきたいと思いますけれども、108、109ページをちょっとお開きをいただきたいと思います。この108ページの下から介護予防二次予防事業が、お話のありました前年度まではですね、特定高齢者と呼ばれた方たちで、109ページに具体的にですね、平成23年度実績を括弧内でお示しをし、それで24年度の実績はどうだったかっていうことでお示しをしてあります。23年度の実参加者数が、この表の一番下の166人対しまして24年度、できるだけ御参加を呼びかけ180人、14人ほどが増加をした。延べ人数は参加もふえたというようになっております。事業そのものはですね、大きく変えたわけではございませんですけども、私どもとすれば今後、106ページの一般の高齢者の方にも呼びかけを強めながらですね、109ページです。一次予防事業のほうの回数や参加者もふえていくように働きかけをしていきたい、そういうふう考えております。

副委員長 そのほうがいいっていうか、それが重要かなっていうふうにして、二次予防事業っていう予防という言葉はついているけれども、それは、やはり一次予防のところで大きく網を打って、より早くからそういうことに取り組んでいけるようにしたほうがいいかなっていうのは、実際にその介護予防事業に参加する様子をお聞きしてもね、いろいろと工夫もされて呼びかけもされているんだと思うんですけども、実際に二次のところまで来ますと、やはり参加する方がどうしても少なくなってしまうっていうのがあるので、そういう取り組みが必要かなっていうふうに思います。いいです。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、私から1つお願いします。334ページの内容ではなくて、表記についてを質問させていただきます。一番下の区分のところ、29予備費という表示についてお伺いをしたいと思います。決算書の表記については地方自治法の施行規則の第15条に定められるところにより、塩尻市でも財務規則の第2章予算第1節予算の編成の中の第10条2項の中で、歳出予算の節の区分は地方自治法施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分によるものとするというふうに定められておりますが、その別表っていうのは28番までしかないんですが、この29番の表記に関して、これはこれで正しい表記なのか、それとも誤りなのかをお聞かせください。

福祉事業部長 今のお尋ねのありました29予備費という体裁って言いますか、表現なんですけども、これまで、実はずっと29予備費ということで使わせてもらってきたというところなんです。電算のシステムの管理上、この29というのは便宜的に使って、ちょうどここに出すことによってわかりやすくしたということです。県内でも塩尻市ばかりでなく、ほかの市においても29の予備費というふうに出しているというところもあります。ですので、体裁については少し検討させていただくということをお願いしたいと思います。

委員長 この介護保険事業の特別会計に関しては、平成12年度に特別会計ができたときから、こういう予備費はあるんですが、当初は番号なしでずっときていたようです。それで19年にシステムが変わったときに突然ここに29というのが、数字が打たれるようになって、ただ、一般会計とか国保の特別会計にも予備費っていうのはあるんですが、そこは番号が振られていなかったようです。それで今年度の24年度の中から、介護保険の特別会計にあわせて29番という番号がついてるようなんですが、そのあたりは統一はされていないようなんですが。

福祉事業部長 それぞれ、あるところ、ないところあるんですけども、なるべく見やすいようにということで、29の予備費というのを入れてあるということです。ですので、この点については少し検討させていただくということをお願いしたいと思います。

委員長 済みません、一番最初に質問をさせていただいたんですが、これは正しい表記なのか、それとも誤りなのかっていうのは、検討することですか、それとも法律に定められたものにのっとるんでしょうか。

福祉事業部長 予算の編成方針の中にも、29予備費ということで記載されていますんで、間違いではないと考えます。

委員長 ありがとうございます。

副委員長 中央包括と、それから北部包括とに分けて、109ページのところにも包括的支援事業について載せていただいていますけれども、介護予防ケアマネジメント業務っていうのが載っていて、ここでは普通のっていうか、介護事業所などと違う立場でこれをやっているのか、その辺のところを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

長寿課長 この包括的支援事業の介護予防ケアマネジメント業務の対象者はですね、いわゆる二次予防事業の対象者ということになります。通常のもので、ケアマネージャーが行っているケアプランというのは、軽度から要支援1、2からですね、要介護1から5の方の、その方のいわゆる介護サービス計画を立てるのが、通常ケアマネージャーのやる仕事です。対象者がふえている要支援1、2の方につきましては、この便宜上って言いま

すか、それも地域包括支援センターでプランは立てるんですけども、それについては介護予防支援事業、このページでいくと110ページのところにある利用者が対象となります。ですので、そういった方は494人くらいいるということになります。戻って109ページの177人という方はですね、介護予防のお尋ねによって、今後、要支援、要介護になる可能性が高いという方に対しまして御訪問をしてですね、今後のサービスの立て方とか生活の進め方などに御相談をして、要支援の予備軍と言われる方で希望のあった方に対して、この177人という、そこに載っている数ということになります。

副委員長 そうしますと、この要支援のところまでいってない手前のところの方の相談に乗って、今後の生活の進め方とかを提示して、こんなふうにしたらどうですかというふうなふうによられるのかなと思いますが、そういう際に、地域の例えばデイサービスだとか、そういったものっていうのは介護保険のまだ支援の手前にいるってことで、そういうところの施設を使うとかいうようなことは、そのメニューの中にあるんですか。

長寿課長 そのケアマネジメントという中にはですね、具体的なその方の外出先として、地域にある資源というの、もちろんその内容には入ってまいります。ほかにはですね、その上にある通所型介護予防事業の運動器の機能向上であったり、閉じこもり・認知症等の改善っていったところにあるのをお勧めをする。それ以外にも、資源として出て行くような場所があればですね、それはそれで御相談に乗りながらお勧めをしていくということになります。そんなことでございます。

副委員長 そういうこともあるってということになると、例えば中央包括のように市が直接携わっているところであれば、その人の最寄りであるとか使いやすい施設を、同じ通所型の、その予防事業に参加していただくメニューを組んでいくときにも問題は少ないかなと思うんですけど、委託して民間の事業者が携わっている北部などの場合、そういうことをやるときに、自分の施設へ振り分けるというか振り当てるというか、そういうような傾向というか、そういうような心配はないですか。

長寿課長 北部の包括に限らず、ケアマネージャーも全般にそうなんですけど、サービスの調整に当たってはですね、公正中立な立場っていうのが基本的なことになっておりまして、私どもも委託事業を行うときには、そのように話をしてあります。それから北部地域包括支援センターはですね、そもそも設置のときに事業者と別の建物でやっていただいて、従来の在宅介護支援センターが事業所の建物の中にある場合がほとんどだったものですから、そういった部分の誤解を生じることも踏まえてですね、北部包括支援センターの設置に当たっては、建物はまるっきり別個とし、それから職員に関しても、私どももよくお話ししますが、公正中立な立場で仕事を進めていただくようお願いをしているので、そういった心配はないものというふうに考えております。

副委員長 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようでしたら、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第5号平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

この際申し上げます。午後1時15分まで休憩といたします。

午後0時12分 休憩

午後1時17分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。先ほど、議案第3号につきまして、採決のところでおの方の進行に誤りがありましたので、もう一度そこをさせていただきたいと思っております。議案第3号平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

福祉事業部長 1点、発言の訂正をお願いいたします。先ほど委員長への御説明の中で、正しいと申し上げましたけども、財務規則に照らしますと、表記が不適切でありますので、次回から適切なものとしてまいります。

委員長 決算認定には支障がないというふうに把握してよろしいでしょうか。

福祉事業部長 はい、それをお願いいたします。

委員長 はい、ありがとうございます。次に進みます。

議案第13号 塩尻市介護予防交流施設条例

委員長 議案第13号塩尻市介護予防交流施設条例について議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、議案第13号塩尻市介護予防交流施設条例について御説明を申し上げます。議案関係資料のほうは10ページでございます。最初、議案関係資料に基づいて御説明をいたしますので、議案関係資料10ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますけれども、地域住民が主体的に介護予防に取り組み、高齢者を支える地域づくりを推進するため、塩尻市介護予防交流施設を設置することに伴い、新たな条例を制定するものでございます。

2番で概要でございますが、1として塩尻市介護予防交流施設の設置、管理等について必要な事項を定めるものでございます。2として、塩尻市介護予防交流施設を市長が指定する指定管理者に管理させることに伴い、指定管理者が行う業務等を規定するものでございます。

条例の施行等につきましては、平成26年4月1日から施行するものとしております。

若干、経過を申し上げます。昨年度、棧敷区と本山区から公民館の建てかえの要望が上がっておりました。市といたしましては、介護予防事業をより効果的なものにするには、高齢化の進行でありますとか一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加につきまして、地域の皆様に地域の課題として捉えていただき、介護予防や閉じこもり防止、世代間交流事業などについて主体的に取り組んでいただくことが重要であると、そのように考えておりました。

た。そこで、介護予防に積極的に取り組んでいただける区につきましては、国にその計画を上げまして、国の交付金の対象となった場合には公の施設として整備をし、国の交付金を超えた部分は区に負担していただくという仕組みを檜敷区それから本山区の両区にお示しをしたところ、ぜひ積極的に取り組みたいということでございました。この2カ所の介護予防拠点整備につきまして、本年3月に国、厚生労働省のほうに計画を上げましたところ、7月に交付金採択の内示をいただき、今回条例案を提出するものでございます。

施設の概要につきましては、この資料に参考としてお示しをしておりますけれども、名称につきましてはお示しをしてある2つ、檜敷介護予防交流施設、本山介護予防交流施設ということで、位置、面積についてはお示しをしてあるとおりでございます。共通する主要な施設としましては、介護予防の運動や世代間交流事業ができる多目的ホール、語らい等ができる和室、それとここには載っておりませんが、両施設とも料理教室等ができる厨房を備え、全体の構造としてはバリアフリー構造とし、ほかには多目的トイレを備えている。そういった今、内容でございます。

条例案のほうをお願いいたします。議案第13号でございますが、議案第13号のところの条例にお示しをしてありますけれども、主なところを申し上げますと、第2条で設置について定め、第3条で施設の管理について指定管理者に行わせるということといたしまして、第4条で指定管理者の業務として介護予防や世代間交流事業、地域福祉の増進に関する事業等を定めているというものでございます。私のほうからは、以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。委員の方、御質問、御意見ございますでしょうか。

副委員長 国によってその計画案が認められたってということで、補助金などが交付されると思うんですけども、どんなふうになっていますか。

長寿課長 国の交付金につきましては、建物について1施設あたりに3,000万円。それから、備品につきまして200万円。そういったような内示が出ております。

委員長 ほかにありますか。

五味東条委員 これは国のことだで何とも言えないんだけど、例えばここで檜敷だとか本山がこういう形であった場合に、この周辺で、例えばまた公民館をつくりたいといった場合には、どの辺の範囲までいけないとかそういうのありますか。

長寿課長 地元でこのように介護予防拠点、公民館の建てかえに合わせましてですね、介護予防拠点を整備したいというお声があればですね、その内容をお聞きした上で、私どもとしては国のほうに計画を上げていきたい。現時点でそういうふうに考えております。国で今そういった制度がございますので、当面それで上げていきたい。御参考までにですね、各区に年度の頭のほうで要望というのをお聞きをしているんですけども、平成28年度に堀ノ内地区で、たしかこういった御要望が現時点で上がっております。

五味東条委員 例えばの話、具体的に言うと、堀ノ内でもそういう話がある、町区もそういう話があると。そういったときに、例えばこれで檜敷ででかい施設をつくるわね。そういったときに、例えば堀ノ内でやってても認められるという感じはあるんですか。

長寿課長 認めるのが国でございまして、国も予算の総枠の中でやっていることでございますので、今、はっきりとお約束ができるわけではありませんけれども、私どもは最初にやりました檜敷区、本山区に一生懸命やっていたいてですね、これは本当によい事業であるということをおある程度実績をつくりながら、今後ほかの区で

も御要望があれば、そういったことを根拠に国のほうに要望なり計画を上げてまいりたい。現時点ではそのように考えております。

五味東条委員 じゃあ、もう1つ具体的に言うと、例えば、棧敷がつくったから、隣の堀ノ内はだめだというように、その辺の範囲まではだめだというふうなうわさが流れているが、そういうことはないですか。

長寿課長 そういったことは、私ども考えておりませんで、本山区なり棧敷区でもですね、対象としているのは、本当にそこに公民館に歩いてでも通える程度の方たち。あるいは本当に身近なところで通えるってことだもんですから、それについても国のほうには説明はできるものだというふうに考えております。

五味東条委員 はい、いいです。

委員長 ほかにございますか。

金田興一委員 この棧敷、本山のあれが出てから、実は私のところにも同種の形でやっていきたいがっていう相談が実は来てるんですが、厚労省のほうのこの制度の期限だとか、あるいは、これは全国的なものなんで、年間の採用施設数だとかの制限についてお伺いしたいんですが、各県の中では積極的にやっている県とそうでない県があるようにも聞いていますが、そこらも含めてお願いします。

長寿課長 これに積極的に応募をしておりますのはですね、長野県でございます。長野県が、多い時は30なり40カ所くらいやっておりますで、国全体でも、ちょっと済みません、私記憶はつきりしませんが、七、八十とかですね、百に満たないくらいの、百その程度の数であったかと思えます。今後、それがどのように国が制度として存続をさせるのかということは、現時点ではちょっとわかりかねます。それから、この予算の配分もどのようになるかということもちょっと現時点ではわかりかねるといのが、私が申し上げられることでございまして、市としては、制度が続く限りはこうやって国のほうに上げていきたい、そういうふうに考えております。

金田興一委員 それじゃ当面は、期限等の区切りはないという捉え方でよろしいですね。

長寿課長 そのとおりでございます。

金田興一委員 はい、ありがとうございました。

永田公由委員 この指定管理者が行う業務というのがあるんだけど、これについては、例えば1年なら1年の実績というものについて、国なら国へ報告する義務があるわけですか。

長寿課長 国に報告をする義務というのはございませんけれども、市としてはですね、指定管理制度に基づきまして、モニタリングを行う必要がございますので、年度ごとにモニタリングを行って、その事業について私どもが評価させていただく、私どもと言いますか、市としての評価をさせていただこうと思っております。そういったものを整えておくことがですね、また、それに遭遇するかわかりませんが、会計検査もございますので、そういったことは私ども求めていかなければならないと思っております。

永田公由委員 その辺については、地元は十分理解しているということだね。

長寿課長 十分という程度はあれですけども、報告をするということですね、たまたまそのときに、区の昨年度、区の役員の方が先進地になる伊那市に行きましてですね、伊那市の施設を運営をされているところからそういう話も、市に出す書類は大変だよという話は、その場でもありましたので、承知しているというふうに思います。

委員長 ほかによろしいでしょうか。ないようですので、討論を行います。ありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので採決をいたします。議案第13号塩尻市介護予防交流施設条例につきましては、原案のとおり認めることに御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市介護予防交流施設条例につきましては、全員一致をもって、可決すべきものと決しました。次に移ります。

議案第14号 塩尻市子ども・子育て会議条例

委員長 議案第14号塩尻市子ども・子育て会議条例についてを議題といたします。説明を求めます。

子ども課長 それでは、議案関係資料の11ページ、議案第14号塩尻市子ども・子育て会議条例でございますが、説明をさせていただきます。

その前に、このもとの法律でございます、子ども・子育て支援法の概要につきまして、若干、説明をさせていただきますと思いますので、資料のほうを配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 配付をお願いします。

子ども課長 それでは、子ども・子育て支援法の概要ということで、4ページもでございますけれども、お願いたします。

御存じのとおり、子ども・子育て関連三法ということで、昨年の8月に交付をされております。この三法というのは何かと言いますと、子ども・子育て支援法という、これが一番の元法でございます、それに付随をいたしまして、大変名称が長いものですから略称で申し上げますと、認定子ども園法の一部改正法というものがもう1つございまして、その子ども・子育て支援法等の公布に伴いまして、従来からございました児童福祉法等の改正を行う法律がですね、関係法律の整備法ということで、これを合わせまして関連三法というふう呼んでおります。この法律の目的でございますけれども、そこに括弧でくくってございますが、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者であるという、これを大前提といたしまして、次の3つの白丸、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供。それから2番目といたしまして、保育の量的拡大と確保。これは、待機児童の解消ということでございますけれども。それから3つ目といたしまして、地域の子ども・子育ての支援の充実ということでなっております。

一番上の質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供につきましては、今まで、保育園であれば保育士、幼稚園であれば幼稚園教諭という資格だけでよかったんですけども、今後は、両方の資格を持つようにする。あるいは、研修の充実を図りまして、資質ですとか、能力の向上を図るというようなこと。それから保幼小の連携ということで、0歳から2歳に係ります取り組み、それから3歳から5歳に係る取り組みの連携を図るということで、未満児とそれから3歳以上児とのはざまと言いますが、そういうものをよりスムーズに保育として預かっていきたいということでございます。

2番目の待機児童の解消につきましては、県内待機児童ゼロということで、ちょっと省略をさせていただきますが、3つ目の地域の子ども・子育て支援の充実という点では、デイ保育、それから病児・病後児保育、放課後児童クラブというふう挙げてございますが、特に、放課後児童クラブの関係につきましては、従来、小学校1

年生から3年生までを対象としておりましたけれども、27年度からはですね、小1から小6までということで、小学生全体を対象としていくというようなことでございます。

1枚めくっていただきまして、概要でございますけれども、まず一番最初に、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付ということで、施設型給付の創設ということになっております。これは今まで、民間保育所に対しましては施設型ということで、施設のほうに市のほうから負担金を交付しておりましたけれども、幼稚園につきましては就園奨励費ですとか、それから運営費の補助金というようなことで、ばらばらに支給をしておりました。そこで、財政措置の一本化ということが1つ大きな柱となっております。それから2つ目の認定こども園の制度の改善ということで、これは今まで、文科省と厚労省ということで、2つの官庁があったわけでございますけれども、内閣府ということで、ここが認可それから指導監督部署の一元化というようなこと。それから、保育園と幼稚園の法的には両方の性格を合わせ持つ単一の施設ということで、幼保の連携をいたしました認定こども園をつくっていくということでございます。次の地域の実情に応じたこども子育て支援の充実という点につきましては、先ほど、1面のところで申し上げた内容でございます。下のほうで財源、消費税0.7兆円ということで書いてございますけれども、昨年8月のときに、社会保障と税の一体改革の法案の中でですね、7,000億円をここで確保するというので、3,000億円まだ足りないというお話もありますけれども、財源的にはこういうことで充てていくということでございます。

その下の、子ども・子育て支援事業計画でございますが、こちらが一番大きな柱となっております、5年を1期といたしまして、平成27年度を初年度とした計画を立てることになっております。この計画は区域を設定いたしまして、現在、塩尻市では、各小学校区を1つの区域として考えておりますけれども、その区域におけます教育ですとか、保育の施設、幼稚園、保育所等の需要を、どのくらい需要があるのかという見込み、そういうものを立てまして、その需要に対して、上から4つめの白丸になりますけれども、じゃ、その供給をどのように体制を確保していくのか、その時期をいつやるのかというようなことまでを定めたものが、この支援事業計画となっております。この計画を立てるにあたりまして、当然、需要を図る必要がございますので、ニーズ調査ということで、当初予算からお願いをさせていただきますけれども、この11月以降にですね、対象者に対しましてアンケート調査を行うようになっております。そのアンケート調査とですね、関係各位の意見を聞くことということでございまして、子ども・子育て会議というものを設置していくということになります。

3ページの上の方にですね、他の計画との整合ということで書いてございますけれども、御存じのとおり、現在、第五次の塩尻市総合計画も策定中でございますし、来年度から地域福祉計画もつくられます。教育振興基本計画につきましても、現在、平行して行っております、現在、塩尻市にはですね、元気っ子育て支援プランというプランが26年度までということで現在ありまして、その計画に沿って事業を実施しておりますけれども、これが、元法であります次世代育成支援対策推進法という法律が、26年度までという時限立法でございまして、この計画が27年の3月をもちまして、多分終わってしまいます。そうしますと、次にということで、この子ども・子育て支援法に引き継がれるということで想定をございまして、こちらのほうにうたい込んでいくんですが、現在の元気っ子育て支援プランというものがですね、0歳から18歳までを対象としております。この子ども・子育て支援事業計画と言いますのは、おおむね0歳から5歳まで、要するに就学前までのお子さんを対象としておりまして、一部、放課後児童クラブの関係がございまして、対象となります児童につきましては、1

2歳までが対象となります。それ以外の16歳から18歳までとはということで、先ほど申し上げました教育基本計画のほうでうたい込ませていただきまして、今までの元気っ育成支援プランの精神をつないでいきたいというふうに考えております。

次ですね、3ページの下の方に、子ども・子育て会議の設置について書いてございまして、設置の目的であります子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるように、子ども及びその保護者に対し行う市の施策に対し、地域の子ども・子育て家庭の実情を反映することを目的とするということで、反映する方法といたしまして、子ども・子育て会議というものを設置をしまいたいということで、今回の条例案の提案ということになっております。

1枚めくっていただきまして最後のページでございますが、会議の構成等につきましては条例案のほうで御説明申し上げますが、4以下の19市の状況等をあわせてごらんいただければと思います。塩尻市と同じように新しく条例化いたしまして、子ども・子育て会議を設けるというところが9市ございまして、伊那市につきましては、既に6月議会で制定をしております。そのほかのところにつきましては、この9月議会。長野市さんですか、それから、それ以外の既設の会議を活用するというところも、一応条例案の改正ということで設置をしていく予定でございます。

5番の今後の予定でございますが、今回のこの条例案の提出に当たりまして、この議決されましたすぐにホームページ、広報等で公募員の募集、それから第1回の会議ということで、アンケート調査等の中身につきまして議論をいただきまして、それを反映したものでアンケートを実施し、2月の末にその結果について報告をしまいたいということでございます。

それでは、議案関係資料にお戻りいただきまして、11ページでございます。1番の提案理由でございますけれども、今申し上げました子ども・子育て支援法が昨年8月22日に公布されたことに伴いまして、この4月1日から施行されました。それによりまして子ども・子育て会議を設置するということで、新たな条例の制定をお願いするものでございます。

2番の概要といたしましては、議案により説明をいたしますので、ここでは省略させていただきます。3番の新旧対照表でございますが、子ども・子育て会議が非常勤の特別職に当たりますので、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正ということで、1枚おめくりいただきまして、12ページ左側にございますが、改正案といたしまして、別表の2のところを教育振興審議会の委員の下に子ども・子育て会議の委員を加えるというものでございます。

11ページにお戻りいただきまして、4番の条例の施行等についてでございますが、公布の日から施行することとしております。

それでは、引き続きまして議案について説明をさせていただきますので、議案第14号をお願いいたします。第1条でございますけれども、設置のことでございます。子ども・子育て支援法第77条の第1項の規定に基づき、塩尻市子ども・子育て会議を設置する。この第77条にはどういうことがうたわれているかと申しますと、先ほど法律のほうの説明でも申し上げましたとおり、この子ども・子育て支援事業計画という計画をつくるに当たりまして、幅広い層の皆さんの意見をお聞きするということ、こういう審議会等ですね、合議体を設けることに努めるということがうたわれておりまして、それを受けまして子ども・子育て会議を設置するとし

たものでございます。

第2条の任務でございますが、それでは、この子ども・子育て会議というのはどういうことをやるのかということでございます。大きく分けまして2つございまして、1つは1行目の所でございますように、子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるという、これが1つ仕事でございます。どうということについて意見を述べるかと言いますと、下の(1)(2)(3)の部分ですが、第1号で言っているのは、認定こども園、保育園、幼稚園の利用定員の設定に関する事項。要するに、塩尻市で現在の状態で言いますと、保育園とか幼稚園の定員を定めることに対して意見を述べるという、そういうことになります。第2号といたしましては、利用定員が19人以下でございます小規模保育事業所、塩尻市でいいますと自然ランド・バンバンが該当してまいりますけれども、それから事業所内の保育施設、例えば南信ヤクルトさんの中にあります託児室とか、桔梗ヶ原病院内にありますキッズ倶楽部と言ったような、そういう事業所内の保育施設、そういうところの定員の設定に関することにつきましても、意見を述べていただくということです。それから第3号といたしましては、先ほど来申し上げております、子ども・子育て支援事業計画の策定あるいはそれを変更する場合に、それに対して意見を言うていただくということ、これが1つのお仕事でございますし、次がですね、第2条の2行目から、続きでございますが、法第7条第1項に規定をいたします、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すると、ちょっと長いんですけども、これは何をするかと言いますと、その子ども・子育て支援事業計画で、こういう需要があって、これに対してこういうものを、いついつまでにやりますよっていうふうにした計画がございます。その計画の進行管理をしていただくということです。調査権もございますので、これはどうなっているのかというようなことをですね、審議をしていただく中で、計画どおりにことが進むようにしていくということが2つ目のお仕事になるうかと思いません。

第3条の組織でございますけれども、子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織するというところでございまして、2項のほうに各分野を示させていただいております。1号といたしまして、これは18歳、主にですね18歳未満のお子さんを現に監護する保護者ということになります。2号といたしまして、事業主を代表する者、3号といたしまして、労働者を代表する者、4号といたしましては、こども・子育て支援に関する事業に従事する者ということで、これにつきましては、例えば保育園ですとか幼稚園、子育て支援センター、児童館、あるいは公民館ですとか、子育てサークル等、そういう各種団体を想定してございます。第5号といたしまして、子ども・子育て支援に関し、識見を有する者ということでございまして、松本短期大学の教授、あるいは主任児童委員さんあたりを、ここの識見を有する者ということでお願いしようと考えております。6号といたしまして公募による者ということで予定しております。

それから、第4条の任期でございますが、委員の任期は2年として、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするということでございまして、お願いをする際にはですね、先ほど申し上げました各種団体のほうへできるだけ、その2年という任期を守っていただいて、出て来ていただける方を選出していただくようにということで、特に役職にこだわらずに選出をしていただくように、お願いをしてみたいというふうを考えております。

第5条の会長及び副会長につきましては、書いてあるとおりでございますし、第6条の会議につきましても、会議の進行の状況、成立等について記載をしてございます。

第7条の庶務につきまして、子ども・子育て会議の庶務につきましては、こども教育部こども課において処理をいたします。

附則にございますように、この条例は公布の日から施行することとしております。なお、子ども・子育て会議今年度につきましては、先ほどもちょっとお話いたしました、10月の末に1回とアンケート調査のまとめ等で2月の末くらいに1回ということで、都合2回くらいを想定してございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の方より御意見、御質問でございますでしょうか。

中原巳年男委員 この3番目に地域の子ども・子育て支援の充実という中で、放課後児童クラブ、まあ児童館、それで、先ほど人数を推計するという話がありましたけれども、現在のそれぞれの施設の容量というか、広さ、それが十分対応できるかどうか、27年からということですから、27年度までにその辺のところを調べて、今現在で手狭であろうというようなところ、例えば片丘なんかの場合は教室を利用してあるものですから、果たしてこれ以上の広さを確保できるかとか、それぞれのところが保育園の後利用というようなことあって、保育園の後利用はある程度の面積はとれると思うんですが、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

こども課長 需要をですね、これから、お諮りするところなんですけれども、例えば今現在、児童クラブではなくてですね、児童館としての利用をしたいというふうに思っているんだけども狭くていけないというふうな人っていうのがどのくらいいるのかとかですね、調査のほうはですね、今現在どういう状況かっていうことと、それから同じことで、今後どういうふうにしたいのかっていうことをお聞きするようになっていきます。その調査の中で、現在使ってないんだけど、今後は使いたいよっていう方が多くなればですね、今委員さんがおっしゃるように、今の人数では手狭だということになってまいりますので、そういう結果が出ればですね、新たに、例えば片丘で言えば1部屋もう1つ増設してつくりましょうっていうことが、すぐには多分できないと思いますけれども、例えば公民館を一部、1部屋使って、その時間帯に対応できるようにしましょうとかっていうような対策っていうのは出てこようかとは思いますが、それはやっぱり需要を把握した時点で、じゃあ、どのくらいの規模なのでどういうふうに、すぐできることはこう、長期的にちょっと考えなきゃ、施設を整備するとかですね、そういうことになってきますと実施計画等も考えていかなきゃなりませんので、その部分については、また別途考えていかなきゃいけないということで、計画の中に盛り込んでいくような形になるかと思えます。

中原巳年男委員 今の、例えば公民館なりを利用するということになる、1つの地域で2つつくらなきゃいけないわけですね。そうやってきたときに、職員ですとか、いのがどうなるかということと、今現在も児童館何かに4、5年生ぐらいはちょこちょこ顔出す子がいるっていうふうな話も聞いてるんですが、早めに利用状況、人数を把握してできればその2カ所じゃなくてね、1カ所でも対応できれば一番いい。もしくは2カ所をつくるのであれば、片丘は今小学校のところにありますけれども、すぐその南熊井あたりの子供にしてみたらかなり距離ありますよね。だから、もし2つ施設をやるのであれば、ある程度距離も考えて利用しやすい施設を設置してってもらいたいと思いますんで、早めにその辺の把握をしていただければと思いますので、しっかりと調査していただきたいと思います。

委員長 要望でよろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

副委員長 国の子ども・子育て支援法についての前段説明もあって、そのもとに子ども・子育て会議が設けら

れるということで、条例の説明もあったわけですが、この支援法自体が非常に地方に対して投げかけているものの割に、財源が非常に脆弱な消費税というのを充てるというようなことがあったりとか、いろいろ心配な点があるわけですが、塩尻市では今回、子ども・子育て会議を設置するに当たって、元気っ子支援プランや何かがちゃんと引き継いでいけるような、手だてを講じていただけるというようなふうに説明をお聞きしたんですが、そういった今までの子育て支援について引き続き取り組んでいくっていうこと的前提があつての、この国の法に照らしての会議の設置というふうに受けとめてよろしいでしょうか。

こども課長 委員さんおっしゃるとおりでございます、今までの元気っ子育成支援プランと言いますのは、0歳から18歳ということになりますとですね、大変幅が広いということもございまして、個々の事業について細かくこれはどうするって決まってるわけではなくて、ある意味何か総花的なですね、計画でございました。今回はですね、それぞれの計画がそうなんですけども、特にこの子ども・子育て支援法につきましては、先ほどからお話をしていますように、例えば保育園の長時間のですね、希望何かがこの地区では保育園が6時までしかやってない。これが6時半までがということが、うんと希望が多いとすれば、そういう御家庭が多いってことになれば、6時半にじゃあしなきゃいけないのかなっていうようなことっていうのは、個々の中身のほうですね、計画の中に盛り込んでいくような形になりますので、今までの精神、元気っ子育成支援プランっていうプランのですね、これっていうのは、決して26年自体で完璧に終わってしまうっていう事業ではございませんので、これにつきましてはその後もですね、柱としてはずっと持ち続けて、これをじゃあ、いかに実現化していくかということで具現化していきたいっていうことで考えておりますので、お願いいたします。

副委員長 ぜひ、大事な子供の育ちはずっとつながっていくものでありますので、それを柱として持っていて、多分国の法律はジグザグする可能性もありまして、いろいろ心配もしておりますので、私たちの町、塩尻市においては子育てが大きな柱ということで位置づけられていますので、その姿勢を堅持しながらより充実したものにしようをお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第14号塩尻市子ども・子育て会議条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号塩尻市子ども・子育て会議条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に移ります。

議案第22号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出3款民生費、10款教育費

委員長 議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出3款民生費、10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

福祉課長 では、議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)の16、17ページをお開き

ください。3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者福祉サービス事業の障害者自立支援対策特別対策事業補助金ですけれども、この補助金は制度改正によります障害福祉サービス提供事業所の運営支援のための補助金になりまして、制度を改正後この事業に移行しました移行後の報酬が、旧体系での報酬額の90%を下回る場合に、その差額を助成するものです。サービスの提供期間につきましては25年3月までとなっておりますけれども、事業所が国保連に請求後、国保連の審査を経て国保連から請求されるため、この時期の補正となったものです。

長寿課長 その下でございますけれども、3目老人福祉費の説明欄、介護予防拠点整備事業194万円の増額でございますけれども、このたび、工事請負費について3,000万円掛ける2カ所の6,000万円。それから、備品購入につきまして、200万円掛ける2カ所の400万円の国の交付金の内示がございました。さきの条例案で御説明をしました枚数区と本山区の介護予防交流拠点施設整備に係る費用の補正でございます。1番目の黒ポツ、工事請負費は介護予防交流施設について資材費や労務費が上昇してきていること、それから備品購入費については、購入する品目が明確になってきたことにより不足分の増額補正をお願いするものでございます。なお、増額分につきましての財源につきましては、交付金以外の部分は区に負担をお願いすることとしております。

福祉課長 では、6目保険福祉センター管理費になります。営繕修繕料ですけれども、保健福祉センターの3階の市民交流室のスクリーンが故障しておりまして、それを交換するものです。

子ども課長 引き続きまして、18、19ページをお願いいたします。3款民生費2項児童福祉費2目児童運営費でございますけれども、説明欄の最初の白丸、子ども・子育て支援事業計画策定事業の関係で子ども・子育て会議の委員の報酬と費用弁償。先ほどお認めいただきました、子ども・子育て会議を開催するに当たりまして、委員の報酬と費用弁償をお願いするものでございます。以上です。

子育て支援センター所長 続きまして次の白丸、子ども広場事業についてお願いします。これは木育活動推進のために県産材を利用したおもちゃを子ども広場に設置し、子供から大人までが木のにおいやぬくもりに触れながら遊びを楽しみ、地域の樹木やその利用について関心を高めることを目的としております。内容といたしましては、木育活動に係る木育教室等の講師謝礼として6万円。それからヒノキを使った積み木の購入のため消耗品費に28万7,000円。それから木製大型遊具の購入のため、備品購入費として15万3,000円の補正をお願いするものです。なお、この財源は県で実施しております木育推進事業の補助金50万円を受けて行うものです。以上です。

福祉課長 次、3目ひとり親家庭福祉費になります。ひとり親家庭福祉推進事業の自立支援教育訓練給付金ですけれども、年度当初の予算の中では対象の方がお一人だったところ、6月になりましてお一人の方から介護職員の初任者研修の受講の希望がありまして、それに伴う補正になります。

教育総務課長 それでは、補正予算飛びまして、22、23ページをお願いいたします。10款教育費2項小学校費1目学校管理費でございます。小学校補助交付金でございますが、これは起業家教育推進事業といたしまして、各学校に交付金を出すことになっておりますが、この事業が当初10学級を見込んでいたところ、希望が16学級ということで、6学級分が増額となったために今回補正をするものでございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。白丸、新学習指導要領対応事業ということで、これにつきましては理科教育の設備整備事業ということで、国庫補助事業を受けることになりまして、一応当初予算ではざっと見

込んだだけでしたが、先般、内示がございまして、その金額が確定したために補正を行うものでございます。こちらの特に理科備品につきましては、国は2万円以上のものを求めておりますけれども、市の場合、財務取り扱い上、3万円未満のものは消耗品扱いになるために、消耗品とそれから備品購入費ということで、二立で補正をさせていただくものでございます。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費でございます。中学校管理諸経費で北信越・全国大会出場者記念品代でございますが、こちらにつきましては、大変夏前半につきましては、お子さん方、頑張っていたきまして、延べ7月の末現在で48名の方、全国規模の大会等に出場なりしていただいております。これから、秋冬につきまして、さらに毎年この全国大会出場者が見込まれるため、その不足分ということで、今回補正をお願いするものでございます。ちなみに、これにつきましては、図書カード2,000円をお1人当たりに出しているものでございます。

続きまして、2目教育振興費、新学習指導要領対応事業でございますが、こちらも国の国庫補助事業内示に伴いまして、理科教材の整備に係る費用の補正をするものでございますが、先ほど申し上げましたように、うちの財務取り扱い上、消耗品扱いとなっている3万円未満のものというものは、当初見込んでございましたが、一応学校に要望、希望をとったところ全てが3万円以上のもの、3万円超えるものになったということで、消耗品費の分としては、その分を減額いたしまして、全てを教材備品購入費として計上するものでございます。

次の24、25ページをお願いいたします。同じく中学校費3目給食施設費でございます。給食運営事業諸経費でございますが、これにつきましては、広陵中学校の給食調理室のガスの回転釜が故障しまして、修理不能ということになりまして、買いかえに要する費用を補正するものでございます。以上でございます。

平出博物館長 続きましてその下です。文化財保護費の中で埋蔵文化財保護事業ですが、臨時作業員賃金120万円を発掘調査作業委託料に予算を組みかえるものであります。Fパワープロジェクト内の源十窪東遺跡と猪土手の調査に当たりまして、発掘作業員の派遣をシルバー人材センターに委託したために、120万円を賃金から委託料に組みかえるものというものでございます。以上です。

委員長 それでは質疑を行います。委員の方より御意見、御質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので採決を行います。議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出3款民生費、10款教育費につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出3款民生費、10款教育費については、全員一致をもって、可決すべきものと決しました。次に移ります。

議案第24号 平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 議案第24号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましてを議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、議案第24号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

まず、1ページのところですけれども、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,638万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,458万4,000円とするものです。主な内容につきましては、平成24年度決算に伴い、国等に交付金を精算し支払準備基金に積み立てるもの等でございます。

では、事項別明細書から御説明いたします。9、10ページをお願いいたします。歳出から申し上げます。4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金の説明欄の白丸、償還金でございますけれども、平成24年度決算に伴い、介護給付費、地域支援事業費等が確定したことに伴いまして、国等に超過交付金交付分の返還をするものでございます。返還金の合計額は4,060万8,000円で、内訳お示ししてあるとおりでございます。

次に、6款基金積立金でございますけれども、説明欄のほうをお願いいたします。白丸、基金積立金でございますが24年度決算により、保険事業繰越金が1億4,238万7,929円ございました。ここから、今、申しあげました国等に返還すべき償還金のところの4,060万8,000円を差し引いた額につきまして、支払準備基金に積み立てるとともに、それから、その基金利息21万1,000円を合わせた1億199万円を増額補正するものでございます。

続いて歳入について申し上げますので、7、8ページをごらんください。歳入、7款繰越金は決算に伴う繰越金でございます。内訳は説明欄にお示しをしてあるとおりでございます。

それから、10款の財産収入の説明欄、介護保険支払準備基金積立金利子でございますけれども、歳出補正でお示しをした支払準備基金増額補正に係る利子でございます。以上、補正予算の概要でございます。

委員長 それでは質疑を行います。委員の方より御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、採決を行います。議案第24号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第24号平成25年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案についての審査は以上でございます。次に移ります。

請願9月第1号 35人以下学級の早期実現と、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

委員長 請願、陳情の審査を行います。当委員会へ付託、回付されました請願、陳情は、それぞれ請願が3件、陳情が1件でございます。

請願9月第1号35人以下学級の早期実現と、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願について審査いたします。事前に文書等が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは委員の皆様より、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

五味東条委員 この中にですね、政府は平成25年度の実施を見送ることとしましたということなんですが、具体的に、全部この25年度、この35人学級を見送るということですかね。ちょっと質問したいんですが。

委員長 わかりますか。よろしいですか。

教育総務課長 こちらの部分なんですが、ちょっと私どものほうは、既にこの体制整ってしまっておりますので、30人学級、うち完了しておりますので、ちょっとそこまで国のほうはどうなったか、ちょっと済みません、確認してございません。ただ今回のこの請願に関しては、私どもとしては、この35人の部分よりも教職員の充実策、そちらのほうのほうが重要かと思っております。

五味東条委員 じゃあ確認しますが、はっきり言って整ってるんですね、塩尻は、ねえ。ということは、この文章、こう書いてあるんだけど、要は教職員をそのように増額してくれるとか、そういう意味でよろしいですか、これは。

永田公由委員 違う、違う。請願が違う。

中原巳年男委員 請願の全然話が違う。

委員長 これ、請願者は来ていないので。

副市長 国でやってほしい、増加してほしいってということだね。

永田公由委員 そういうことだね。

副市長 それをちょっと説明してやってくれる。

教育総務課長 済みません、ちょっと追加の説明をさせていただきます。要は今、市のほうでも30人学級等やっておりますけれども、追加財源については、例えば県なりが面倒見ていただいている形になっておりまして、国からの措置というものが重要であると。要はその財源を、義務教育ということで国がちゃんとみてほしいと、そういうことの陳情になるかと思えます。

委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

中原巳年男委員 この請願について、他市の状況わかりますか。

委員長 事務局お願いします。

議会事務局庶務係事務員 この35人以下学級の早期実現と、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書と同一趣旨のものが13市で受理されており、採択は7市となっております。採択されているのは、岡谷市、諏訪市、小諸市、千曲市、佐久市、安曇野市、伊那市となっております。

中原巳年男委員 ちょっとさっきと方向性違うんですが、ここに教職員増を求めるっていう部分があるんですが、行政として考えたときに、これの要望に対して意見書を出すほうがいいと考えるか、出しても変わらないというふうに考えるか、どんなものでしょう。この中で35人以下学級だけだったら、もう塩尻は整ってるでいいんですね。だからそうすると一部の部分だけ、教職員のところだけを拾い出して意見書を出すのかとか、そういうことはやってもしょうがないかな。

教育長 教員定数増を求める意見書、これについてですね、こういう事例があります。本市においては、例えば宗賀小とか洗馬小学校とか片丘小学校、この学級規模でいくと専科教員がつくつかないか瀬戸際になります。

して、この教職員定数増、これが通ってきますと、今の学級数でも専科がつくというような状況になってくると、とてもありがたいなあ。学級数が減ることによって、今までついていた理科の専科が突然次の年からいなくなってしまうというような状況をなるべく避けていきたいなあと思うことから考えたときに、ぜひ教職員定数を求める意見書について一緒に出していただければありがたいなあというように考えております。それは、あと生徒指導の関係でありますとか、それから中学校の11学級というような加配についても同じで、そういったものはなくなってしまうと困るかなあというように思っています。お願いします。

委員長 よろしいですか。

永田公由委員 この請願は、大体恒例でね、毎年出されてきて、今までも意見書を出してるんだけど、なかなか国が動いてないというような現状を考えるとですね、私はやはりこの請願は採択して、意見書を出し続けて、地方から声を上げていくべきだというふうに思いますので、採択をしたいと思います。

委員長 採択という意見が出されておりますが、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、請願9月第1号35人以下学級の早期実現と、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願につきましては、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。次に移ります。

請願9月第2号 長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求める請願

委員長 請願9月第2号長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求める請願について審査をいたします。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 請願者が見えておりますので、趣旨についての御説明をお願いします。紹介議員の丸山議員からお願いいたします。

請願紹介議員 紹介議員の丸山ですが、既に本会議場で補足説明をさせていただいておりますので、本日は請願者であります新県立大学構想の見直しを求める会、代表ほか2名、計3名来ていただいておりますが、説明と補足をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 では、よろしく願いいたします。

請願説明者 新県立大学基本構想の見直しを求める会の代表を務めさせていただいております横山公一と申します。本日は委員会の貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年9月の県議会において阿部県知事より、新県立大学基本構想の素案が発表され、この時点では阿部県知事みずから管理栄養士養成課程の必要性は薄いと答弁されています。その後、長野市の県議を中心とした県議懇や県短のOGの六鈴会からの強い意向により、わずか3カ月で準備委員会にも諮らず事務局のみで素案を変更し、構想に管理栄養士養成課程が必要と松本大学に承認を求めてきました。

松本大学を含む県内4私立大学は当初から、管理栄養士課程のみでなく総合マネジメント学部も各大学と競争するための内容に変更を求めてきました。この学部が設置されると少子化が進む中、学生が分散しひいては経営を圧迫することにつながる危険性があるからであります。

この間、県内私立大学と県側とは再三意見交換を行ってきましたが、県側は私大からの要請に反し6月21日

に阿部知事が、県内私立大学と競合する学部学科構成による新県立大学基本構想を公式に発表されました。この構想の内容は松本大学にとっては4学科あるうち3学科が競合することになります。しかも、県立大学設置にかかる費用や開設後も毎年県の税金から投入する経費などは一切明らかにされておりません。

県知事の構想発表に対しては、県内私大に続き松本広域連合及び広域連合議会、さらには中信地区選出の県議会議員の有志の皆様より要望書を提出いただき、さらに塩尻市長、松本市長からも構想に対する異論のコメントが発表されました。また、松本大学同窓会、松商学園交友会及び地域の有志の皆様により、新県立大学基本構想の見直しを求める会を組織し、現在署名活動を展開していますことは御承知のとおりであり、皆様からも多大な御協力をいただき感謝申し上げます。

教育の問題は100年の計を持って考えられるべきものであります。このままでは県側はこの基本構想を推し進める可能性が高いため、塩尻市議会より長野県に対し基本構想の見直しを求める意見書を御提出いただき、ここに請願をお願いする次第でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 補足説明をお願いいたします。

請願説明者 学校法人側から補足説明をさせていただきます。私は学校法人松商学園の常務理事兼法人事務局長の高橋慈夫と申します。よろしく申し上げます。

今回のこの今、同窓会長、会の代表でございますが、御説明したとおりでございますが、ちょっと経過につきまして御報告をさせて御説明をさせていただきたいと思っております。と申しますのは、松本大学が平成14年に開設されましたが、その後学部学科増の検討をずっとしてきました。その中で、長野県には管理栄養士のコースが行っている大学が1つもございませんでした。その中で長野県の栄養士学会から強い要請もございました。当時は長野県短期大学は4年制になる可能性がないということで、松本大学でもって管理栄養士のコースをやっていたらと、そういう御意見がございまして平成19年に開設しましたが、長野県そして県の栄養士学会とともに申請書類をつくりまして、国のほうへお願いをして19年4月に開設されたという経過がございます。

そして松本大学におきましては、その後、平成23年4月からでございますが、大学院を開設しました。それで、その大学院の中には、やはり現在人間健康学部で行っております食とスポーツ、これは日本では本当に数少ないんですが、その大学院を設置をしようということでもって、現在健康科学研究科というのが23年に大学院として開設されております。したがって、本当に今ようやくここへ来て松本大学の管理栄養士コースも軌道に乗ってきたと、しかもさらに高い勉強も本当に目指そうということでもって、大学院も設置してスタートしてきたと、そんな経過がございますので、その辺もお酌み取りいただけたらと思います。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。委員の方より御質問、御意見ございますでしょうか。

副委員長 意見書をというようにおっしゃってられますが、その案文など御用意がありますか。

委員長 事務局のほうで配ってください。

では、事務局のほうから朗読させます。

五味東条委員 ちょっと待って。その意見書を出すか出さないかをまず決めなきゃいけないんじゃない。

中原巳年男委員 いや、だから、内容を今言う。

委員長 意見書を出してくださいという請願なので、どういった意見書ですかという今は御質問で、意見書を配っていただきました。

中原巳年男委員 今、朗読しなきゃいけないでしょ。

五味東条委員 それじゃ、いいわ。しょうがないわ。

委員長 お願いします。

議会議務局庶務係事務員 意見書(案)が提出されていますので朗読させていただきます。

平成25年6月24日阿部守一長野県知事より「新県立大学基本構想」が発表されました。

新長野県立大学の構想につきましては、従前より長野県内私立大学、県経営者協会、各私大の地元自治体等により既存の県立私立大学との競合を避け、現代ニーズの高い学部・学科にするよう要望してまいりました。

今回発表されました基本構想は県内にある6つの私立大学のうち、3つの私立大学の学部・学科と競合する内容となっており誠に遺憾であります。しかも構想決定までのプロセスも不透明なものと言わざるを得ません。

この構想を基にした大学が設置されますと、県内私立大学の経営を圧迫し、ひいては県内高等教育全体の活力の低下、さらに定員割れによる経営難などで各私立大学が立地する地域社会の衰退を招くものと危惧せざるを得ません。

今、少子化の流れが加速し、定員割れの私立大学が5割近くに達し、さらに年々その割合が増加している現状を鑑みると大学新設そのものが疑問視されています。さらに、現在進められている文部科学省の「大学改革実行プラン」では同一都道府県内に複数ある国立大学の整理統合の基本方針が示され、その工程が確定されようとしています。

このような現状の中で、県民の多額の税金を投下してあえて設立する大学、しかも長野県にとっては2つ目となる県立大学は、設立の意義が十分に理解され、広く県民から歓迎される大学でなければならないはずです。大切なことは、それぞれの大学が役割分担し、長野県全体が将来に向けて活性化することにあります。

そのためにも、本当に長野県にとって必要とされ、将来の長野県高等教育を大きく振興するような大学構想になるよう、もう一度広く県民の意見を聴取し、再度見直し、検討を重ねることを強く要望いたします。以上です。

委員長 委員の皆様より御質問、御意見、ほかにありますか。

永田公由委員 鈴木委員のほうから進めて。

副委員長 先ほど御説明をされた皆様のほうからも、心配をされていることが幾つか上げられておりますけれども、この意見書(案)にもありますように、長野県の少子化が進んでいるのに、この上県立大学をつくるっていうと、各大学での定員割れやなんかで経営難が予測されるというようなふうにもおっしゃってるわけですけども、私たちがお聞きしているところでは、子育て世代の皆さんなどからはやっぱり県外へ選択肢を求めていかざるを得ないでいる子供たちがいるわけで、そういうふうには県外へ送り出さずに県内で選択肢できるものがふえるってということについては、非常に歓迎しているというか、ぜひできてほしいという声も多くお聞きしているというふうな状態で、数字的にも県外の大学へ流出率というのが83.7%というのは、これは全国で第6位だというふうに言われていて、そして例えば県内の大学の学生収容力では15.1%という、大学に入学している人に対してでしようけども15.1%ということで、全国でこれは46位ということですから2番目ということだと思っておりますけど、そういうような状況があつて、県外へ行けば私もそうでしたけれども、必死になって仕送りをしなければならないという状況で、本当に県の中でのもう少し選択肢があつたらなつて、その時代には思つたものでした。今そういうふうにお聞きしている子育て世代の親御さんたちも多いというふうにお聞きしていますし、

それから県内で実施されたアンケート結果によっても、高校生が公立4年制大学についての希望は、やはり高校生のところで必要って言うのが30.9%、どちらかと言えば必要というのが31.8%、62.7%というような希望があるということで、一番私たちが基準に考えたいところは、実際の当事者の人たちがどのように考えているかということは、大きな影響を持つものじゃないかなというふうに思っているところなんですが、そういう意味で、この意見書なども読んでいますと、県立大学をつくることそのものに抵抗感があって、しかも競合する学科内容になってるっていうことが非常に言われて強調されているわけですけども、そういったことだけで子供たちの教育環境全体についての目配りというか、そういうものが私たちに必要なんじゃないかなって思っていて、そういう意味でこの松本大学とこの県立大学の中の学科の一部が競合するかもしれないんですけど、でもそれは流出している分を食いとめるっていう力に作用するんじゃないかなという思いがあって、私はそういうほうの意見なので、ちょっとこの趣旨については賛同できない、しかねるというようなそういう意見を持っておりますが、どうでしょうか。

五味東条委員 私はこの趣旨に賛成です。というのは、ぜひ意見書を出していただきたいと思いますが、いずれにしても、ここにも書いてあるように私立大学の経営を圧迫したり、あるいは定員割れになってる私立大学等が今あるっていう状態においてね、この学校は立地、要するに、いわゆる危惧されるということが書いてありますし、そういう形です、先日も広域連合でもいわゆる要望書ということで広域連合も出しましたし、塩尻市も安曇野市もそれから松本市もですね、要はもう1回再検討してもらいたいと、この県立大学基本構想についての見直しをしてくれという要望書を出してありますが、何の今の、どっちかと言うと3タイプの要望を聞き入れたような感じも受けられてないです、はっきり言うと。したがって、このようにですね、意見書を出してですね、もう一度長野県のほうにお願いしていただければと思います。

委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

務台昭委員 それぞれ大学には特色があってニーズも違うわけなんです、やはり私はそれぞれが個性ある大学にしてほしいなと。今は高校でも大学進学の子供たちを前にして、一体何をやりたいんだと、お前将来何になりたいんだと、ならこういう道だよという、そのサンプルを示さなきゃいけないんで、それには特色のある個性のある大学をつくらなければ、どこへ行ったら同じようなことをやってたんじゃ、一番金のかからないで真近なところがいいよってことになってしまう。そうじゃなくてやはり、ここへ行けばこれだけのものがほかの学校と違ってあるよという、そういう質的な、高まるそういうものを何か目指す、そういう大学でなきゃまずいと、そういうところを進学の場合には特にそういうことを思うわけですが、その点ですね、私はただ大学の数を数だけそろえればいっていいんじゃないかと、個性ある大学をつくっていただきたい。特色のある、ここを出ればこういう新しい知識や技能が身につくよという、そういう何かを持った大学を学部の中にも教育内容の中にも充実させていただければ、こんなふうにかねがね思ってるんです。特に長野県の短大を見て思うんですが、あんまり特色がないって昔から言われてます。こんな田舎の特色がなけりゃ、ここを出たってえらい価値ないから都会行ったほうが羽ぶりがきくよとかね、格好いいよって、そういうことで若い者は選んでるんで、何かね、どういうことに個性を持たせるかっていうね、そういう大学の特色ってものをはっきりしてもらいたい。実際には、どの学校もきれいごとをざらっと並べてるんですが、ここへ行けばこういうことが本当に将来役に立つものが身につきますよっていう、何かがあると力強いなってことをかねがね思ってるんです。その点で私はやはりね、数よ

りも質的なものを重視した大学の運営に当たっていただければありがたいなと思ってる。以上です。

委員長 御意見でよろしいですか。

務台昭委員 はい。

副委員長 今の発言にも関連してなんですけども、質を高めていくっていう意味では、やっぱり複数の同じ養成、例えば管理栄養士であれば、そういう資格を取れる大学が複数あるっていうことは決してマイナスではないっていうふうに思うんですね。新潟県、長野県とほぼ同じ規模というふうに言われてますが、新潟県では管理栄養士の養成校4校あるそうですし、定員で言えば200人だそうです。今、松本大学さんが取り組まれているのは、定員で言えば100人以下ではないかなというふうに思うんですが、そういった皆さんで、例えば200人いて合格者が111人、管理栄養士の合格者数が111人というようなことのように。近隣というかお隣の岐阜県では、長野県より相当規模が小さいですけどもやはり2校あって定員は240人。新潟県よりも多いということで、合格者数でも103人というようなふうに資料をいただいております。そういうようなことを考え合わせますと、例えば長野県で言いますと、管理栄養士とともに教員の資格を持っているような栄養教諭といったような配置が求められてこれからはいくと思うんですけども、そういった皆さんはますます難関というふうになっちゃうんで、やっぱりそこら辺はある程度質も、それから定員もふやして対応して合格者もふやしていくというふうな中で、長野県にいながらやはりそういった資格が取っていけるような、それで就職もできていくような、県立大としてそういう学科をつくるということであれば、県あげてやっぱりそういう就職面でも門戸を開いていただく、あるいは必要な教員配置に県としても力を入れていただくというようなことをね、あわせながら長野県らしい教育、全国の中で下から2番目というような、そういうような状況はやっぱり改善していったほしいし、県外へ行く道を選ばざるを得ない、あるいは県外へ行くまではお金を親に出させられないからっていう経済的な理由で県内にとどまって高校卒業で働こうとするような、経済的理由によってそういうことにならないようにしていくためにもやっぱり長野県としてそういう大学を整備し進めていくっていうことは必要じゃないかなというふうに思っ、そういう意味で、例えば同じようなことをやれば定員数割れになってしまうっていうような負の考え方じゃなくて、やっぱり前向きに子供たちが育成できるような環境を整えていくっていう方向で考えていくのも必要じゃないでしょうかと思います。

委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

金田興一委員 特にこの新県立大学に限らず大学のいろんな構想の中では、理想をあげれば切りがない、いろんな姿が想像できるだろうとは思いますが、現実には全国的に見ればどこの私立大学も定員割れにあたり、あるいは経営難にあたり、先行きに不安をいだいたり、その原因は少子化であったり、いろんな景気の動向であったり、いろんなことが考えられると思うんですが、現実には言われるのの1つはやはり、これからはもう少子化の時代だということ、これも1つ大きな要因として念頭に置いておかなければならない。それから理想論からいけば、高校卒業生のうちの大学進学者の80%くらいが県内の大学に入ってくれば、これも理想ですけども、この理想もどうやって達成するかということはなかなか難しい問題であり、現実には県外、特に東京周辺を中心とした県外への今までの流れというのは、そう簡単にとめることができない流れである。しかしそれも何とかしなきゃならない、そんなようなことから、松本地域においては松本大もできて、本当に松本大の場合には地元の大学として地域密着でいろんな分野で連携をしたり指導をいただいたりという形で、地域密着型の本当に地

域貢献度の高い大学だと、こんなふうに思っております。しかし、今これで新県立大学ができて学部のこととは別にしても、当然に学生はより経費の安いほうへ流れていくというのは、これはもう自然の理なわけです。ましてや、同じ学科が競合する大学が3つもあると。競合する学科のところはなおさらその影響は大きいことは火を見るより明らかだと。このようなことからぜひ、4年制大学をつくるなということはこの意見書の中でも言うてるわけではないので、ここにあるように、将来のいわゆる高等教育を大きく振興するような大学構想になるようにということで、先ほど務台委員も言われましたけれども、やはりつくるんなら他の大学と競合をしない特色のある学科でやるということがやはり、それは大きな一つの道であろうと思います。そんなことから今回の新県立大学構想、この請願意見書、私はこの内容に賛成をするものです。

永田公由委員 私は松本広域議会です、この件に関して県に対してもう一度検討し直して、地元の松本大学初め私立大学との話し合い、またこの中信地区の自治体との話し合いを重ねていくというようなことですね、発案をして広域議会でその要望書を県に上げた経過がございますし、またうちの五味議長もですね、安曇野、松本市の3市の議長がですね、県のほうに要望書を上げているというようなことを踏まえますと、この請願については採択をしてもいいというふうに考えております。

ただし、この意見書については、請願者から出された意見書については、私はこの意見書に縛られる必要はないというふうに考えております。というのは、やはり3市の議長が県会の議長、また県知事宛てにですね、県庁まで行って要望書を出したという重みを考えたときにですね、また同じ趣旨のものを出すというのについてはちょっと抵抗が今あります、正直に言います。松本広域議会、また松本広域連合としても要望書を出しておりますので、県もですね、全く話し合いを拒否しているわけではなくて、阿部知事が意見交換会を開催したいと言ってますし、予算についても本当の目出的な予算で出されてきていますので、本格的な議論というのはこれから当然なされるべきだろうと。やはり松本大学さんについても地域に密着した大学で地域起こしにも非常に貢献していただいておりますし、この中信地区の自治体もですね、大学開設時には多い少ないはございますけれども、やはり公的資金を入れてるというようなことを踏まえますとですね、やはり県としても私立大学の理解を得た上でやっぱり4年制の大学を発足させていくべきだというふうに考えております。ですから私はこの請願については当然採択をして、意見書を出してほしいというように書かれておりますけれども、意見書については、もう先に出されております、議長名で出された要望書にかえることが十分可能ではないかというふうに考えております。以上です。

委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

金田興一委員 今、永田委員の言われた部分についても理解はできる者の一人ですけれども、今回確かに目出的な予算ではあるかもしれませんが、県からは9月議会で予算も示され、なおかつ、いわゆる学費だとか経費については一切触れないとか、まだまだ出すところは出して出さないところはまだしまっておくような形で、何かちらほらも、つくるんだという意思が見え隠れするようなそんな気が、いろんな新聞、テレビ等見ても私はそんな形にとってるものですから、この意見書(案)の中にもありますけれども、既に地元自治体等から要望しているけれども、さらに将来のことを考えてもう一度考えてもらいたいという、こういう意見書なんで、ぜひ趣旨については当然みんな賛成ということですが、意見書(案)についてもぜひ私はみんな賛成をしていただくことを望んでおります。

委員長 ほかに御意見。

五味東条委員 私も今、永田委員の言われたことは十分わかります。いずれにしても趣旨だけで意見書を出さないという形、私たちが要望書を出したんですけども、やっぱりもう一度ですね、もう1回要するに意見書を出してですね、再度検討してもらい。今の言うように予算的なものだとか、経費がどのくらいかかるだとか、そういうことをせ、十分もっと検討した上でですね、着実に進めていただくために意見書を提出したいと思います。

委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

務台昭委員 いろいろ個人的な意見で相違があると思うんですが、私は大いに競合していただかないと先へ伸びないと。だからお互いにね、相手の立場を尊重すると同時に、自分たちのつくり上げていくものに対しては自信を持ってそれを主張できる、それをやり遂げるというそういう力があってこそ魅力が生ずると、こういうふうを考えるわけです。そういう点で私は大いに競合をしていただいて、選ぶのはどなたでも選択できるという門戸が開かれていますので、大いに競合をしてやっていただきたいと、ちょっと立場違うんですが、そういう意見を持っています。

永田公由委員 この請願に関しては、採択するか不採択するか、どちらかを表明したほうがいいんじゃないですか。

務台昭委員 この意見。

永田公由委員 意見でなく、この請願に関してどうするかで、採択するか、不採択するか、自分の意見を言ったほうがいいと思います。

務台昭委員 これに対する返答がいるん。

永田公由委員 これじゃなくて。これに対して、これから採択の意見もあるし、不採択の意見もあるもんで。

務台昭委員 これには賛成ですよ。

永田公由委員 この請願を採択にするか、不採択にするか。

務台昭委員 請願は賛成です。

永田公由委員 採択でいいってこと。

務台昭委員 そうなります。

永田公由委員 そうですか。

務台昭委員 今、隣から質問あったのは、請願書を出すのは賛成か反対かということですが、これは大いに賛成ですね。ただ、賛成の中だけでもやはりこういう立場もあるよということを、やはり述べていただきたいと。それを言わないで、ただね、賛成だけでは論理が通りませんので、そういうことです。

委員長 ほかに御意見はよろしいですか。

では、採決を行います。請願9月第2号長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求める請願につきまして採択に賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

委員長 挙手多数と認め、採択されました。

意見書につきましては、先ほど意見が、意見書を提出するというものと、意見書は提出しないというものがあ

りましたので、これについても採択を取りたいと思います。意見書を提出するに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

委員長 念のために意見書は提出しないに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 挙手多数のため、意見書は提出をしないということに決しました。

それでは、請願9月第2号長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求める請願につきましては、賛成多数により採択することに決し、意見書の提出はしないことに決しました。

その前に、済みません。先ほどの請願9月第1号につきまして、意見書の提出を求められておりますが、意見書に関しましては正副委員長一任でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 正副委員長一任という御意見をいただきましたので、そのとおりにさせていただきます。

五味東条委員 何のこと。もう1回言ってください。

委員長 1号。

五味東条委員 1号ね。はい。

委員長 ここで申し上げます。10分間休憩をいたします。

午後2時59分 休憩

午後3時 9分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。次に移ります。

請願9月第3号 平出マレットゴルフ場運営に関する補助のお願い

委員長 請願9月第3号平出マレットゴルフ場運営に関する補助のお願いについて審査いたします。

請願紹介議員 紹介議員の横沢です。それでは、議会基本条例に基づき、請願9月第3号平出マレットゴルフ場運営に関する補助のお願い。請願者の代表であります平出区マレットゴルフクラブ会長丸山勇さん、利用者代表の宮沢さんが来られておりますので、まず、丸山さんに趣旨説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

請願説明者 皆さん、こんにちは。請願をさせていただきました平出の丸山勇でございます。またですね、利用者を代表いたしまして、宮沢さんと二人できょうは請願にまいりましたので、ひとつよろしくお願いいたします。

まずは、請願とですね、趣旨説明は、横沢議員のほうから皆さんのほうに行き届いておるかと思えます。そんな中でですね、ひとつですね、市内のこのマレット場についてはですね、小坂田と平出マレット場が一番利用されておるんじゃないかと、こんなふうに考えております。そんな中で、請願の3番の趣旨をですね、御配慮いただければと、こんなふうにひとつ考えております。また、今後ですね、できれば、塩尻市の中ですね、第二マレット場としてですね、お考えをいただければと、こんなふうにひとつ考えております。

以上、私、こういう席は初めてでございます、いろいろ御理解いただけない点が言葉の中にあるかと思いませんけども、ひとつよろしく御審議をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様より御意見、御質問ございますでしょうか。

金田興一委員 せっかく請願者がおいでになっていますので、利用状況等について、もし資料等あれば、基づいてお願いできればと思います。

請願説明者 マレット場の利用状況でございますけれども、記録をですね、平成15年から25年まで、状況をここにデータとしてはありますけれども、資料が届いていないと思いますので、読み上げさせていただきたいと思います。

平成15年度はですね、利用者数が年間で5,100人、月平均638名。16年度、4,100人、月平均513名。17年度、4,165名、月平均521名。18年度、4,750名、月平均594名。19年度、5,575名、月平均697名。20年度、5,878名、月平均735名。21年度、6,550名、月平均819名。22年度、6,860名、月平均858名。23年度、3,791名、月平均474名。24年度、5,176名、月平均647名。25年度はですね、4月の終わりころから6月現在で締めてはきましたけれども2,844名、月平均1,138名という利用状況でございます。その中でですね、平出の住民はこの中に入れてありませんので、平出には会員が、利用されている方が10名から15名くらい。月の20日で締めますと、大体300名くらい利用されておりますので、そこに足していただければと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

委員長 よろしいですか、金田委員。ほかにございますでしょうか。

中原巳年男委員 平成23年が、極端に少ないのですが、何か理由があったわけでしょうか。

請願説明者 これは、多分東日本の大震災があったのではないかと、こんなふうに考えております。

中原巳年男委員 はい、ありがとうございます。今の中で、確かに私もちよくちよく近いもんですから通ってみますけども、かなり利用率は高いんですね。今、会長さんが全体じゃなくて、せめて3番くらいはっていうお話もありましたけども、やっぱり将来的なことも考えていく中でいけば、少なくともこの3番については、考慮していてもいいのかなっていう気はします。以上です。

委員長 ほかに。

永田公由委員 スポーツ振興課長にちょっと聞きたいんだけど、こういった区なり何なりでつくっている施設に対して、補助金を出されているケースというのはありますか。

スポーツ振興課長 現状で、区なり地区なりで設置しているマレットゴルフ場全て把握しているわけではございませんけれども、設置の時点では、企画課のほうで所管しておりますふれあいのまちづくり事業補助金というのが対象になりまして、事業費の3分の2が出ているということで、今回の平出マレットゴルフ場もその補助金を受けて、設置をしているという状況です。毎年の管理運営に対しての補助というのは、どの部署でも出していない状況でございますが、補助金としては出ておりませんが、原材料費というような形でマレットゴルフ場だけではないですけども、グラウンドも含めて砂が欲しいとか、そういった場合にはスポーツ振興課でも対応はしております。

永田公由委員 じゃあ、現物支給をして、その整備はその関係者でやっているというケースはあるということ

だね。

スポーツ振興課長 はい、そのとおりです。

永田公由委員 これ、地元のことだもんでね、非常にちょっと頭の痛いところなんですけども、正直言って。というのは、こういった請願、やはり補助金に関する請願とかこういったものってのは、正直言ってあんまり議会のね、請願としてはふさわしくないという言い方は変なんですけど、そういう部分があります。ただ、平出区の今状況をお聞きしますと、十何人の方がボランティア活動をされながらこのコースを維持されているという、非常に困っているという状況は理解はできます。ただ今回、今、中原委員も言われたように私もこの1、2については、やはり議会としてですね、クエスチョンをやっぱりちょっとつけざるを得ないかなということで、3番、コースの安定的な使用継続に要する事項、今もスポーツ振興課長言われたように、現物支給等はできるというようなお話もありますので、この部分、いわゆる一部採択という形になるとは思いますけど、私はこういう形で一部採択をしたらという考えです。以上です。

委員長 ただいま一部採択という意見が出されましたので。

永田公由委員 聞いて、ほかの人を聞いて。意見聞いて。

委員長 一部採択はとらなくていいですか。

永田公由委員 いいで意見を聞いて。自分の意見だから、今の。

委員長 いいですか。

副委員長 私も今、永田委員がおっしゃっていましたように1番2番、特に1番ですが、ほかのマレットゴルフ場でなくてもね、地域の皆さんが運営されたり、ボランティア的に運営したりしているような、そういう施設等もあるかと思えますし、管理者を配置するってとこ読ませていただいたときには、ええっていうような内容でありました。ですので、このままではちょっと採択はできないかなという思いでいるところです。ですので、一部採択というような形で、今3番のところについては、みなさんが御苦労されている点で、先ほどの現物支給の話もありましたけれども、やっぱりコースを整備するときの現物とかね、そういったものについての対応もされているようですので、このままでの採択はちょっと難しいなと思っています。

委員長 ほかに御意見。

金田興一委員 今、請願者からお話ございましたけれども、これで見ると平出の皆さんが、約月に3000人くらい。10月いっぱい、11月からと、約年間で3,000人を加えれば、多い年は1万人を超す、1万人に近い人が、今、平出のマレット場を利用されていると。それで、その大半が平出区以外の市民だということ。一部、市外の方もいるかもしれませんが、ということを見ると、小坂田が第一の市営のマレット場なら、隠れた第二の市営のマレット場かなと、こんな気もいたします。将来的なことでも先ほど請願者がちょっと希望されておりましたが、そんなことをしんしゃくすれば、1、2については今回ちょっと時期尚早かな。やはり3番については、こんなことをしながら、本当に市民がこれから憩える、それから健康長寿の一つの場になる、そんな場を育成するためにも3番については、私は賛成でありますので、一部採択という形になりますか、そんな形でも何らかの形で育成策は考えてやるべきだと、こんなふうに思っています。

五味東条委員 確かにこれは努力していると思うんですよ。実際問題として、やっぱり運営するには、台風でもあったときには、すぐにコースが傷んじゃったり何かしてね、そういった整備から始まって大変なことだと思

いますけども、やっぱり私も例えばシルバーセンターの人材をそちらに回してくれっていうのはね、ちょっとあれじゃないかなと思うんです。例えば今の言うように、例えば砂だとかね、あるいは例えば草刈るときの燃料だとか、あるいはそういったものに対してのね、補助的な材料を支給するというようなことに対しては、やっぱり積極的にやっていただかなくてはいいけないし、ましてやこの平出マレットゴルフ場はいずれにしても、今、小坂田のマレットゴルフの次にお客さんが来ているコースだと思うんですね。だから、これが潰れちゃうと困っちゃうもんですから、やらなくなっちゃ困っちゃいますので、そういう面で市としてもできるだけ配慮していただくというような形にしたほうがいいじゃないかなと思ひまして、皆さんが言っているように一部採択というふうに私も思っております。

委員長 ほかに御意見はありませんか。

務台昭委員 利用料100円なんですけど、払わないケースもあるとあるが、ほとんど払わないのかどうかね。そういう良心的な人は払うだろうけど、今度払う側になるとどこへ持って行って払えばいいかわからなくて、そのまま帰られることもあると思うし、そこに料金所があれば払うでしょうけど、そういうあたりちょっと見えてこないんですが、そういうやり方がいいのかいいけないのか、あるいはコースが傷んだり、新しいコースをつくったり、あるいは変えたりというようなことをやったりするような場合には、どういうメンバーが、どういう立場でそれをやらなきゃいけないことになるのかね、そこらも見えてないんですけど、それは区がやるのか。

永田公由委員 ここに書いてあります。役員のほうだけ。

務台昭委員 役員だけがやってる、これだよね。そんな感じに見えるんですが、それで手をやいてギブアップだっておっしゃるならわかるんですが、とにかくね、何か方法をほかに求めるのか、あるいは、利用する人々の自覚に待つのかね、そこらまで待てないと冗談じゃないと、それじゃお金もらったほうが早いよっていう、そういう立場なのか、よくここがわからない。金さえ出してくれりゃどう使ってくれてもいいやっていう形だと、ちょっとあまり打算的過ぎるような気がする。

〔「そんなことはない」の声あり〕

務台昭委員 市民に開かれた立場にならなくなっちゃうから、そうじゃなくて、やっぱりみんなが気楽に使えらるようなそういう立場で。でも、このくらいお金出していいよという人はいらっしゃると思うから、そういうことで100円、100円以上1,000円も取るって言っちゃあ別なんだけど、それはえらい高いとは思いませんんですけど、それは気持ちで、私は無理だとは言いません。だけどただね、そのことをずっと続けることがいかどうか別問題です。もうしばらくしたら、一切お金はいらないというふうになれば、一番私は万々歳ですけど、今のところ経営上どうしようもないから、お金100円くらいはいただきますよという、経費がかかるのと言うことだと思うんですが。そんな、感想みたいだね。

委員長 それでは、採択をとりたいと思います。ただいま、一部採択という意見が出されておりますので、一部採択をするかを諮ります。請願9月第3号平出マレットゴルフ場運営に関する補助のお願いにつきまして、一部採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

委員長 挙手多数と認め、請願9月第3号平出マレットゴルフ場運営に関する補助のお願いにつきまして、一部採択とすることと決しました。次に移ります。

陳情 9月第1号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情

委員長 陳情 9月第1号私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情について審査いたします。文書につきましては、事前に配付付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしということですので、委員より御意見、御質問ありますでしょうか。

五味東条委員 これは何か毎年出てるんですかね。わかんないかな。

永田公由委員 毎年、出てます。

五味東条委員 毎年出てるね。毎年出ておって、特に塩尻市については、特にこの各私立高校って言ってますね、ここにも書いてあるけども、全面的に結構増額は図っていて感謝申し上げますって言っているんだけど、これ以上にもっともって上げてくれという意味のわけですかね。

〔「そういうことです」の声あり〕

五味東条委員 そういうことだよ。毎年毎年、出ておって、毎年毎年上げてくれ、上げてくれって言ったってね、やっぱりあれだと思っただけ、その辺は上層のほうの方は、担当はどう思います。

金田興一委員 そう言って言われたって困るんじゃないですか。

永田公由委員 困る。

副市長 毎年上がってんの。

永田公由委員 毎年は上げてないだ。

副市長 必要な話ししてやってくれ。

永田公由委員 上げてる。

副市長 毎年上がってれば。

金田興一委員 年中行事じゃない。

永田公由委員 これはね。お金、お金。

委員長 あの、金額。

副市長 現実的にこういうことに基づいて上げているかどうかということ。

五味東条委員 いいですか。私の範囲ではね、範囲ではここに書いてあるけど、要するに塩尻市についてはね、ほかのことと比べて、結構私立には補助を多く出してると思うんですね。

こども教育部長 現在、1人当たり塩尻市内から私立高等学校に通っているお子さんに対して3,000円という形で補助をしています。それは平成18年度に300円上げて3,000円という形になっておりまして、恐らくその後、陳情のほうは毎年出されていると。当時、私、財政課にいた関係で、これを上げる査定を行った経過がございまして、大体塩尻が先に上げてます。その次か次の年あたりに松本が追従して上げていくというような形です。当時の状況からすると、今どうなってるかわかりませんが、大町市はまたやり方が違ってですね、学校に補助ではなくて、たしか私立高等学校に通っている御家庭のほうに補助を出しているという形で、いろいろ方法が違っております。ただ、こちらで御要望があるのは、市から私立高等学校のほうに私学助成として、多分塩尻から通っているお子さんの助成をしてくださいというのが、1点だと思います。あと、3点ほど要望が下の

ほうに上がっておりますので、今私が申し上げたのは1番の私立高校への経常費補助金、1校一律生徒数分割の継続、今3,000円行っておりますので、これとあと増額を行ってくださいというのが今の関係です。下の2つに関しては、教育施設、機器補助の拡充を行ってくださいってことと、あと国、県の関係者に対しても就学支援金制度の拡充の意見を上げてくださいということですので、この下の2つに関しては、ちょっと今何とも申し上げませんが、1番目についてはそういった内容だと思います。

金田興一委員 今、こども教育部長が言ったみたいな形に、この3点の中には、経常費の補助としての今までやってる継続が1つと、それから増額ということでは、増額だけじゃなくて継続の部分もあるわけですよね。それから、それと並びにいわゆる設備との助成の関係、それから国への関係。やはり今、教育再生を柱にしている塩尻市とすれば、この趣旨についてはわかると。ただ、現実にそれを実行できるかということ、じゃあ、今までどおりのものは継続してやりますが、新たなものについては財政状況によりますよ、ということである。当然そうなると思うんで、私はこれはこのまんまで採択すべきだと、こんなふうに思います。

委員長 ほかに御意見ありませんか。

副委員長 私も採択という意見であります。私立高校へ通っているお宅の経済的負担なども考えますと、例えば学校の寄附金とかね、そういうようなものが上乘せされてくれば、その分はやっぱり保護者の負担というか、そういうものが引き出されていくわけですし、世界的に見て私学に対して国、県、県というか国の助成制度というか、それは決して十分とは言えないっていうふうに思っていますので、この陳情を採択して塩尻市では継続をしてこの3,000円をやっていただきたいと思いますし、そして国、県に対して、こういう趣旨の意見を酌み取ってほしいということで、意見書を上げていくっていう、そういうことを続けていくことは大事なことじゃないかと思っておりますので、採択に賛成です。

委員長 よろしいですか。採択という意見が出されていますが、当委員会の審査結果は採択ということでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、陳情9月第1号私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情につきましては、全員一致をもちまして、採択することに決しました。

意見書につきましては、委員長一任という意見がありました。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、委員長に一任ということにして進めさせていただきます。委員会の審査は以上でございます。

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 それでは、市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中におきましても、福祉、教育、生涯学習及び市民交流センターに関する事項について、継続して審議くださるようお願いいたします。

委員長 ただいま、継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。それでは、理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

副市長 一言御礼の御挨拶を申し上げます。2日間にわたりまして大変御熱心に、また慎重に御審査を賜りまして、私どもから提出をいたしました案件全てに原案どおりお認めをいただきました。大変ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、9月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。

午後3時38分 閉会

平成25年度9月18日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 宮田 伸子 印